

データホスティングサービス契約約款

令和4年4月1日

ソフトバンク株式会社

データホスティングサービス契約約款

平成 15 年 1 月経本第 14-270 号
施行 平成 15 年 1 月 29 日

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このデータホスティングサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、データホスティングサービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、データホスティングサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 データホスティングサービス	特定装置及び特定装置に付随するコンピュータプログラム等を使用して行う電気通信サービス
4 特定装置	データホスティングサービスを提供するために収容データホスティングサービス取扱所内に設置する装置であって、情報の蓄積又は転送等を行うもの
5 データホスティングサービス取扱所	データホスティングサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 収容データホスティングサービス取扱所	取扱所交換設備が設置されているデータホスティングサービス取扱所
7 取扱所交換設備	契約者回線を収容するために収容データホスティングサービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
8 契約者回線	第 1 種データホスティング契約に基づいて、取扱所交換設備とその取扱所交換設備が設置されている収容データホスティングサービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線であって、その終端において I P データサービス契約約款に規定する I P データサービス又はデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービスに係る電気通信設備と接続するもの
9 接続利用回線	特定装置とデータホスティングサービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）が指定した場所とを接続する電気通信回線
10 第 1 種データホスティング契約	当社から第 1 種データホスティングサービスの提供を受けるための契約
11 第 1 種データホスティング契約者	当社と第 1 種データホスティング契約を締結している者

12 第2種データホスティング契約	当社から第2種データホスティングサービスの提供を受けるための契約
13 第2種データホスティング契約者	当社と第2種データホスティング契約を締結している者
14 第5種データホスティング契約	当社から第5種データホスティングサービスの提供を受けるための契約
15 第5種データホスティング契約者	当社と第5種データホスティング契約を締結している者
16 データホスティング契約	第1種データホスティング契約、第2種データホスティング契約又は第5種データホスティング契約
17 データホスティング契約者	第1種データホスティング契約者、第2種データホスティング契約者又は第5種データホスティング契約者
18 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称
19 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
20 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）
21 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
22 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 データホスティングサービスの種類

（データホスティングサービスの種類）

第4条 当社の提供するデータホスティングサービスは、次のとおりとします。

第1種データホスティングサービス	主として会議に係る通信のために特定装置を利用して行うデータホスティングサービスであって、契約者回線又は接続利用回線を使用して行うもの
第2種データホスティングサービス	ホームページ公開装置等（ホームページ公開装置（ホームページの公開を目的に情報の蓄積及び転送等を行う特定装置をいいます。以下同じとします。）及びメール蓄積装置（メールの蓄積、再生又は転送等を行う特定装置をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）を利用して行うデータホスティングサービス
第5種データホスティングサービス	仮想装置（中央処理装置、主記憶装置及び外部記憶装置により構成する特定装置を論理的に分割し提供するものをいいます。以下同じとします。）を利用して行うデータホスティングサービス

第3章 データホスティングサービスの提供範囲

（データホスティングサービスの提供区間）

第5条 当社が提供するデータホスティングサービスの提供区間は、別に定めるところによります。

2 当社は、業務区域（別に定める区域をいいます。以下同じとします。）をデータホスティングサービス取扱所に掲示します。

（注）本条第1項に規定する提供区間は、別記1に定めるものとします。

第4章 契約

第1節 第1種データホスティング契約

(第1種データホスティングサービスの細目)

第5条の2 第1種データホスティングサービスには、料金表第1表第1（第1種データホスティングサービスに係るもの）に規定する通信の態様による細目があります。

(契約の単位)

第6条 当社は、1の機能ごとに1の第1種データホスティング契約を締結します。この場合、第1種データホスティング契約者は、1の第1種データホスティング契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、収容データホスティングサービス取扱所のうち、別に定めるところにより当社が指定した収容データホスティングサービス取扱所内の建物又は工作物において、IPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービス又はデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービスに係る電気通信設備と接続し、これを契約者回線の終端とします。

(収容データホスティングサービス取扱所)

第8条 契約者回線は、収容データホスティングサービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

2 当社は、第39条（修理又は復旧の順位）の規定による場合のほか、技術上及びデータホスティングサービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容データホスティングサービス取扱所を変更することがあります。

(第1種データホスティング契約申込の方法)

第9条 第1種データホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をデータホスティングサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第1種データホスティングサービスの細目及び料金表第1表第1（第1種データホスティングサービスに係るもの）に規定する区分
 - (2) 料金表第1表第1（第1種データホスティングサービスに係るもの）に規定する最大接続数
 - (3) その他第1種データホスティング契約申込の内容を特定するための事項
- 2 契約者回線を使用する第1種データホスティング契約申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、契約者回線に係る第1種データホスティング契約申込の内容を特定するための事項について記載した当社所定の契約申込書をデータホスティングサービス取扱所に提出していただきます。

(第1種データホスティング契約申込の承諾)

第10条 当社は、第1種データホスティング契約の申込みがあったときは、その申込みをした者が特定装置に接続することができることに限り、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種データホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 申込者が第1種データホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 契約者回線を使用する第1種データホスティング契約申込にあつては、申込みのあった契約者回線を設置し、若しくは保守することが技術上著しく困難なとき又は契約者回線の終端において接続する、IPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービス若しくはデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービスに係る契約がないとき
 - (3) その他第1種データホスティングサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(細目の変更)

第10条の2 第1種データホスティング契約者は、第1種データホスティングサービスの細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表第1（第1種データホスティングサービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

(継続利用期間)

第11条 第1種データホスティングサービスについては、料金表第1表第1（第1種データホスティングサービスに係るもの）に定めるところにより継続利用期間があります。

2 前項の継続利用期間の満了前に第1種データホスティング契約者から申出がない場合又は継続利用期間内に細目等の変更があった場合は、料金表第1表第1（第1種データホスティングサービスに係るもの）に定めるところにより継続利用期間は更新されるものとします。

3 第1種データホスティング契約者は、継続利用期間内に第1種データホスティング契約の解除があった場合、細目等の変更があった場合又は料金表第1表第1（第1種データホスティングサービスに係るもの）に規定する最大接続数の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1（第1種データホスティングサービスに係るもの）に規定する額を一括して支払っていただきます。

第12条 削除

(第1種データホスティング契約内容の変更)

第13条 当社は、第1種データホスティング契約者から請求があったときは、第9条（第1種データホスティング契約申込の方法）第1項各号及び第2項に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（第1種データホスティング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第14条 削除

(第1種データホスティング契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第15条 第1種データホスティング契約者が第1種データホスティング契約に基づいて第1種データホスティングサービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(第1種データホスティング契約者が行う第1種データホスティング契約の解除)

第16条 第1種データホスティング契約者は、第1種データホスティング契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめデータホスティングサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種データホスティング契約の解除)

第17条 当社は、次の場合には、その第1種データホスティング契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
- (2) 第31条（利用停止）の規定により第1種データホスティングサービスの利用停止をされた第1種データホスティング契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (3) 第1種データホスティング契約者が第31条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が第1種データホスティングサービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

2 当社は、前項の規定により、その第1種データホスティング契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種データホスティング契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第18条 第1種データホスティング契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記2及び別記3に定めるものとします。

第2節 第2種データホスティング契約

第19条 削除

(契約の単位)

第20条 当社は、1の機能ごとに1の第2種データホスティング契約を締結します。この場合、第2種データ

ホスティング契約者は、1の第2種データホスティング契約につき1人に限ります。

(第2種データホスティング契約申込の方法)

第21条 第2種データホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をデータホスティングサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) メールアドレスの数及びホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量等
- (2) その他第2種データホスティング契約申込の内容を特定するための事項

(第2種データホスティング契約申込の承諾)

第22条 当社は、第2種データホスティング契約の申込みがあったときは、その申込みをした者が特定装置に接続することができることに限り、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種データホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種データホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が第2種データホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者が第31条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、データホスティングサービスの利用の停止を受けている、又は当社が行うデータホスティング契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) その他第2種データホスティングサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第23条 第2種データホスティングサービスについては、料金表第1表第2(第2種データホスティングサービスに係るもの)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 第2種データホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第2種データホスティング契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第2(第2種データホスティングサービスに係るもの)に規定する額を一括して支払っていただきます。

(独自ドメイン名による電子メールの利用)

第24条 第2種データホスティング契約者は、あらかじめ特定装置に登録された独自ドメイン名(第2種データホスティング契約者が所有するドメイン名をいいます。以下第25条までにおいて同じとします。)による電子メール(メールのアドレス(以下「メールアドレス」といいます。))を使用してデータホスティングサービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスを行います。以下同じとします。)を利用することができます。

(独自ドメイン名によるホームページ公開機能の利用)

第25条 第2種データホスティング契約者は、あらかじめ特定装置に登録された独自ドメイン名によるホームページ公開機能(ホームページを使用してデータホスティングサービス取扱所に設置するホームページ公開装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

第26条 削除

(第2種データホスティング契約内容の変更)

第27条 当社は、第2種データホスティング契約者から請求があったときは、第21条(第2種データホスティング契約申込の方法)第2号及び第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第22条(第2種データホスティング契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第2種データホスティングサービスの利用の一時中断)

第27条の2 当社は、第2種データホスティング契約者から請求があったときは、第2種データホスティングサービスの利用の一時中断(その第2種データホスティング契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(その他の提供条件)

第28条 第2種データホスティング契約に基づく権利の譲渡の禁止、第2種データホスティング契約者が行う第2種データホスティング契約の解除及び当社が行う第2種データホスティング契約の解除については、第1種データホスティング契約の場合に準ずるものとしします。

2 第2種データホスティング契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条第2項に規定する別に定める内容は、別記2及び別記3に定めるものとしします。

第28条の2～第28条の16 削除

第3節 第5種データホスティング契約

(第5種データホスティングサービスの細目)

第28条の17 第5種データホスティングサービスには、料金表第1表第4(第5種データホスティングサービスに係るもの)に規定する設備又は期間の態様による細目があります。

(契約の単位)

第28条の18 当社は、1の機能ごとに1の第5種データホスティング契約を締結します。この場合、第5種データホスティング契約者は、1の第5種データホスティング契約につき1人に限ります。

(第5種データホスティング契約申込の方法)

第28条の19 第5種データホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をデータホスティングサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第5種データホスティングサービスの細目
- (2) 仮想装置群の数
- (3) その他第5種データホスティング契約申込の内容を特定するための事項

(第5種データホスティング契約申込の承諾)

第28条の20 当社は、第5種データホスティング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第5種データホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第5種データホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が第5種データホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他第5種データホスティングサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第28条の21 第5種データホスティングサービスについては、料金表第1表第4(第5種データホスティングサービスに係るもの)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 第5種データホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第5種データホスティング契約の解除又は仮想装置等の数の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第4(第5種データホスティングサービスに係るもの)に規定する額を一括して支払っていただきます。

(細目の変更)

第28条の22 第5種データホスティング契約者は、第5種データホスティングサービスの細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表第4(第5種データホスティングサービスに係るもの)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第28条の20(第5種データホスティング契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第5種データホスティング契約内容の変更)

- 第28条の23 当社は、第5種データホスティング契約者から請求があったときは、第28条の19(第5種データホスティング契約申込の方法)第2号及び第3号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第28条の20(第5種データホスティング契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

- 第28条の24 第5種データホスティング契約に基づく権利の譲渡の禁止、第5種データホスティング契約者が行う第5種データホスティング契約の解除及び当社が行う第5種データホスティング契約の解除については、第1種データホスティング契約の場合に準ずるものとします。
- 2 第5種データホスティング契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条第2項に規定する別に定める内容は、別記2及び別記3に定めるものとします。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第29条 当社は、データホスティング契約者から請求があったときは、そのデータホスティング契約について、次の場合を除き、料金表第1表第5(付加機能使用料)により付加機能を提供します。
- ただし、料金表第1表第5(付加機能使用料)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (1) 付加機能の提供を請求したデータホスティング契約者が、付加機能使用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等データホスティングサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の継続利用期間)

- 第29条の2 付加機能には、料金表第1表第5(付加機能使用料)に定めるところにより継続利用期間があります。
- 2 データホスティング契約者は、継続利用期間内に付加機能の廃止等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第5(付加機能使用料)に規定する額を一括して支払っていただきます。

(付加機能の廃止)

- 第29条の3 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。
- (1) その付加機能の提供を受けているデータホスティング契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表第5(付加機能使用料)に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

第6章 利用中止等

(利用中止)

- 第30条 当社は、次の場合には、データホスティングサービス又は付加機能の利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第32条(通信利用の制限)の規定により、通信の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりデータホスティングサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをデータホスティング契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第31条 当社は、データホスティング契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのデータホスティングサービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったデータホスティングサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下

この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのデータホスティングサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第42条(利用に係るデータホスティング契約者の義務)第1項各号の規定に違反したとき。又は同条第2項の規定に該当するとき。
- 2 当社は、当社と複数のデータホスティング契約を締結しているデータホスティング契約者が、そのいずれかのデータホスティング契約に係るデータホスティングサービスで第42条(利用に係るデータホスティング契約者の義務)第1項各号の規定に違反したとき又は同条第2項の規定に該当するときは、その全てのデータホスティング契約に係るデータホスティングサービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりデータホスティングサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をデータホスティング契約者に通知します。
- ただし、データホスティング契約者が第42条(利用に係るデータホスティング契約者の義務)第1項各号の規定に違反したとき又は同条第2項の規定に該当するときであって、データホスティングサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又はおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

(通信利用の制限)

第32条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が利用しているデータホスティングサービス(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

(注) 本条に規定する別に定める基準は、別記9に定めるものとします。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第33条** 当社が提供するデータホスティングサービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する料金とし、当社が提供するデータホスティングサービスの態様に応じて、利用料及び付加機能使用料を合算したものとします。
- 2 当社が提供するデータホスティングサービスに係る工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(月額料金の支払義務)

第34条 データホスティング契約者は、そのデータホスティング契約に基づいて当社がデータホスティングサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりデータホスティングサービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、データホスティング契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、データホスティング契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、データホスティング契約者は、次の場合を除き、データホスティングサービス又は付加機能を利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 データホスティング契約者の責めによらない理由により、そのデータホスティングサービス又は付加機能を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合及び特定装置に付随するコンピュータプログラムの瑕疵による場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのデータホスティングサービス又は付加機能についての月額料金
2 当社の故意又は重大な過失により、そのデータホスティングサービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するそのデータホスティングサービス又は付加機能についての月額料金

3 前2項の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第35条 データホスティング契約者は、データホスティング契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にそのデータホスティング契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、データホスティング契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

3 第1項の場合において、料金表第2表（工事に関する費用）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第37条 データホスティング契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第38条 データホスティング契約者は、料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

(修理又は復旧の順位)

第39条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第32条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記9に定めるものとします。

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にそのデータホスティングサービス取扱所を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第40条 当社は、データホスティングサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのデータホスティングサービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、データホスティング契約者の損害を賠償します。

ただし、特定装置に付随するコンピュータプログラムの瑕疵によるものであるときは、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、データホスティングサービス（第1種データホスティングサービスを除きます。以下この項において同じとします。）が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該データホスティングサービスに係る料金表第1表（料金）に規定する月額料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 第1項の場合において、当社は、データホスティングサービス（第1種データホスティングサービスに限ります。以下この項において同じとします。）が全く利用できない状態にあることを知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するデータホスティングサービスに係る料金表第1表（料金）に規定する月額料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 4 第2項及び第3項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。
- 5 前項までの規定にかかわらず、特定装置に付随するコンピュータプログラムの利用及び特定装置に付随するコンピュータプログラムを当社が変更することに伴い発生する損害については当社は責任を負いません。
- 6 当社の故意又は重大な過失によりデータホスティングサービスの提供をしなかったときは、前5項の規定は適用しません。

第10章 雑則

（承諾の限界）

第41条 当社は、データホスティング契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等データホスティングサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（書面等の提出等）

第41条の2 データホスティング契約者又はデータホスティング契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式をデータホスティングサービス取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等を行うことができます。

（利用に係るデータホスティング契約者の義務）

第42条 データホスティング契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がデータホスティング契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社がデータホスティングサービスに関する業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がデータホスティング契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社がデータホスティング契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、データホスティングサービスを利用しないこと。
 - (6) 特定装置の利用にあたり、別に定める規定に違反しないこと。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、データホスティング契約者の行為が別に定める規定に該当する行為であると当社が判断した場合は、利用に係るデータホスティング契約者の義務に違反しているものとみなします。
 - 3 データホスティング契約者は、前2項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - 4 データホスティング契約者は、前3項の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、利用者の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第1項第6号に規定する別に定める規定は、別記4に定めるものとします。

(注) 本条第2項に規定する別に定める規定は、別記5に定めるものとします。

(特約条項等)

第42条の2 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、データホスティング契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）でデータホスティングサービスを提供することがあります。

この場合、当社とデータホスティング契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(法令に規定する事項)

第43条 データホスティングサービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に規定する事項は、別記6及び別記7に定めるところによります。

(閲覧)

第44条 データホスティングサービスにおける基本的な技術的事項は、別に定めます。

2 当社は、当社が指定するデータホスティングサービス取扱所において、データホスティングサービスを利用するうえで参考となる別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

3 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第45条 データホスティングサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記8に定めるものとします。

別記

1 データホスティングサービスの提供区間

- (1) 当社が提供する第1種データホスティングサービスの提供区間は、特定装置及び取扱所交換設備と業務区域内の契約者回線の終端、相互接続点（当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。以下同じとします。）又はサービス接続点（データホスティングサービスに係る電気通信設備と当社の電話サービス等に係る電気通信設備との接続点又はI X等（別に定めるインターネットとの相互接続点に係る電気通信設備をいいます。以下同じとします。）をいいます。）相互間とします。
- (2) 当社が提供する第2種データホスティングサービスの提供区間は、特定装置相互間とします。
- (3) 当社が提供する第5種データホスティングサービスの提供区間は、特定装置相互間又は特定装置からサービス接続点（データホスティングサービスに係る電気通信設備と当社のI Pデータサービス、イーサネット通信網サービス又はデータ通信網サービスに係る電気通信設備との接続点をいいます。）、I X等との接続点若しくは構内設備との接続点間とします。
- (4) I X等との接続点において接続を行う場合において、当社は、そのI X等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2 氏名等の変更

- (1) データホスティング契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、データホスティングサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 データホスティング契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりデータホスティング契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてデータホスティングサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 データホスティング契約者に守っていただく事項

- (1) 第1種データホスティング契約者は、特定装置に付随するコンピュータプログラム（以下(1)において「コンピュータプログラム」といいます。）の利用にあたり、以下の事項を守っていただきます。
 - ア コンピュータプログラムを、第1種データホスティングサービスを利用する目的以外に使用しないこと。
 - イ 当社の事前の承諾なくコンピュータプログラムを複製しないこと。
 - ウ コンピュータプログラムを改変等しないこと。
 - エ 第1種データホスティング契約により知り得たコンピュータプログラムに関する全ての情報を第三者に漏洩しないこと。
 - オ 第1種データホスティング契約の解除があったときは、当社が契約者に提供しているコンピュータプログラムをただちに消去すること。
- (2) 第2種データホスティング契約者及び第5種データホスティング契約者は、特定装置の利用にあたり、当社が別に定める事項を守っていただきます。

5 データホスティングサービスの禁止事項

データホスティング契約者は、以下の行為を行わないことを守っていただきます。

- (1) 当社若しくは他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他人への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動物種の個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為
- (11) 他人になりすましてデータホスティングサービスを利用する行為
- (12) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13) 迷惑メール（無断で他人に送信される、広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール又は社会通念上他人に嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれのある電子メールをいいます。）を送信する行為
- (14) 顧客勧誘の手段に迷惑メールを利用する Web サイトの運営を行う行為
- (15) 他人の設備等又はデータホスティングサービスの設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (21) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (22) Web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、他人の ID 及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (23) その他公序良俗に違反し又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為

6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

7 データホスティング契約者に係るパーソナルデータの利用等

- (1) 当社は、データホスティング契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。
- (3) EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）の適用を受ける場合には、当社が定める「データ処理に関する別紙」の条件が適用されます。

(注) 当社は、「データ処理に関する別紙」を当社ホームページ等において公表します。

8 ドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、データホスティング契約者（当社が別に定めるデータホスティング契約者に限ります。以下8において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのデータホスティング契約者に代わって J P R S にそのデータホスティングサービスで使用するドメイン名（当社が別に定めるものを除きます。以下8において同じとします。）の割当て、変更、移転又は廃止等の申請手続き等を行います。
- (2) (1)の場合、データホスティング契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料を支払っていただきます。
- (3) データホスティング契約者は、そのデータホスティングサービスにおいてドメイン名を利用している場合は、当社が別に定めるところにより、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金を支払っていただきます。
- (4) データホスティング契約者は、ドメイン名を利用している場合において、データホスティング契約の解除をするときは、そのドメイン名について、あらかじめ指定事業者（J P R S に対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、J P R S が定める者をいいます。以下8において同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) 当社は、データホスティング契約者がそのデータホスティング契約を解除する場合において、(4)に規定する申請手続きに係る請求が行われなかったときは、そのドメイン名について、廃止の申請手続きを行うことがあります。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。
- (6) (4)又は(5)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の維持管理料の支払いを要する期日が到来した場合は、データホスティング契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金を支払っていただきます。

9 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、データホスティング契約者がその契約に基づき支払う料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社がデータホスティング契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日データホスティングサービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日データホスティングサービスの解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日にデータホスティングサービス又は付加機能の提供を開始し、その日にそのデータホスティングサービスの解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 料金月の初日以外の日データホスティング契約内容の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
 - (6) 第34条（月額料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 データホスティング契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関又はデータホスティングサービス取扱所等において支払っていただきます。

(注) 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6の規定にかかわらず、データホスティング契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、データホスティング契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 9 第34条（月額料金の支払義務）から第35条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は消費税法第63条に定めるところにより、必要に応じて税込価額（税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）を併記します。

(注) 当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

- 10 9の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、データホスティング契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1表（料金）、第2表（工事に関する費用）並びに第34条（月額料金の支払義務）から第35条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のデータホスティングサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 第1種データホスティングサービスに係るもの

1 適用

第1種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第34条（月額料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用												
(1) 細目に係る料金の適用	ア 第1種データホスティングサービスには、次の通信の態様による細目があります。											
	(ア) 通信の態様による細目1											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅲ型 (商品名：PrimeMeeting)</td> <td>最大接続数（同時接続数（特定装置との間で同時に通信を行うことが可能な数をいいます。以下同じとします。）の総数をいいます。以下、同じとします。）をあらかじめ指定するもの</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ－1型 (商品名：ルーム制)</td> <td>最大接続数がルーム（会議を行うための環境をいいます。以下同じとします。）ごとにあるもの</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ－2型 (商品名：ポート制)</td> <td>Ⅲ－1型及びⅢ－3型以外のもの</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ－3型 (商品名：ダイヤルアウト制)</td> <td>特定装置から利用機器（当社が別に定める機能を有し、特定装置との間で通信を行う機器をいいます。以下同じとします。）への接続が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	Ⅲ型 (商品名：PrimeMeeting)	最大接続数（同時接続数（特定装置との間で同時に通信を行うことが可能な数をいいます。以下同じとします。）の総数をいいます。以下、同じとします。）をあらかじめ指定するもの	Ⅲ－1型 (商品名：ルーム制)	最大接続数がルーム（会議を行うための環境をいいます。以下同じとします。）ごとにあるもの	Ⅲ－2型 (商品名：ポート制)	Ⅲ－1型及びⅢ－3型以外のもの	Ⅲ－3型 (商品名：ダイヤルアウト制)	特定装置から利用機器（当社が別に定める機能を有し、特定装置との間で通信を行う機器をいいます。以下同じとします。）への接続が可能なもの	
	区 分	内 容										
	Ⅲ型 (商品名：PrimeMeeting)	最大接続数（同時接続数（特定装置との間で同時に通信を行うことが可能な数をいいます。以下同じとします。）の総数をいいます。以下、同じとします。）をあらかじめ指定するもの										
	Ⅲ－1型 (商品名：ルーム制)	最大接続数がルーム（会議を行うための環境をいいます。以下同じとします。）ごとにあるもの										
	Ⅲ－2型 (商品名：ポート制)	Ⅲ－1型及びⅢ－3型以外のもの										
	Ⅲ－3型 (商品名：ダイヤルアウト制)	特定装置から利用機器（当社が別に定める機能を有し、特定装置との間で通信を行う機器をいいます。以下同じとします。）への接続が可能なもの										
	備 考											
	1 Ⅲ－2型及びⅢ－3型については、最大接続数が2以上のものに限り提供しません。											
2 会議の登録及び利用は、当社が別に定めるところによります。												
(イ) 通信の態様による細目2												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 (商品名：PrimeMeeting（インターネット）)</td> <td>特定装置との通信に接続利用回線のみ使用するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2 (商品名：PrimeMeeting（VPN SIP）)</td> <td>特定装置との通信に契約者回線及び接続利用回線を使用可能なものであって、特定装置との通信を行う場合に別に定めるプロトコルのみを使用するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3 (商品名：PrimeMeeting（VPN）)</td> <td>特定装置との通信に契約者回線及び接続利用回線を使用可能なものであって、タイプ2以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ1 (商品名：PrimeMeeting（インターネット）)	特定装置との通信に接続利用回線のみ使用するもの	タイプ2 (商品名：PrimeMeeting（VPN SIP）)	特定装置との通信に契約者回線及び接続利用回線を使用可能なものであって、特定装置との通信を行う場合に別に定めるプロトコルのみを使用するもの	タイプ3 (商品名：PrimeMeeting（VPN）)	特定装置との通信に契約者回線及び接続利用回線を使用可能なものであって、タイプ2以外のもの				
区 分	内 容											
タイプ1 (商品名：PrimeMeeting（インターネット）)	特定装置との通信に接続利用回線のみ使用するもの											
タイプ2 (商品名：PrimeMeeting（VPN SIP）)	特定装置との通信に契約者回線及び接続利用回線を使用可能なものであって、特定装置との通信を行う場合に別に定めるプロトコルのみを使用するもの											
タイプ3 (商品名：PrimeMeeting（VPN）)	特定装置との通信に契約者回線及び接続利用回線を使用可能なものであって、タイプ2以外のもの											
備 考												
1 タイプ3については、Ⅲ－2型及びⅢ－3型に係るものについては提供しません。												
2 タイプ2及びタイプ3については、IPデータサービス契約約款及びデータ通信網サービス契約約款に規定する特定サービス接続機能の料金を2（料金額）に規定する利用料に併せて設定するものとします。												
(ウ) 通信の態様による細目3												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>最大接続数が5のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>最大接続数が10のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>最大接続数が25のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>最大接続数が50のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン5</td> <td>最大接続数が100のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1	最大接続数が5のもの	プラン2	最大接続数が10のもの	プラン3	最大接続数が25のもの	プラン4	最大接続数が50のもの	プラン5	最大接続数が100のもの
区 分	内 容											
プラン1	最大接続数が5のもの											
プラン2	最大接続数が10のもの											
プラン3	最大接続数が25のもの											
プラン4	最大接続数が50のもの											
プラン5	最大接続数が100のもの											
備 考												
1 通信の態様による細目3は、Ⅲ－1型のものにあります。												

	<p>2 III-1型に係る第1種データホスティング契約者は、ルームごとにプランを指定していただきます。</p> <p>3 タイプ3については、プラン3からプラン5に係るものに限り提供します。</p> <p>4 プラン2からプラン5については、録画機能（会議の内容を記録し、保存する機能をいいます。）を提供します。この場合に、本機能に係る通信を特定接続装置との間の1の通信として、最大接続数を算定します。</p> <p>5 当社は、録画機能の提供にあたり、その記録及び保存を保証しません。</p> <p>イ 第1種データホスティング契約者は、第10条の2（細目の変更）の規定にかかわらず、ア(ア)及びア(イ)に規定する細目の変更の請求はできません。</p>													
(2) 接続利用回線の区分	<p>接続利用回線には、次の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="384 517 1485 763"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 517 651 555">区 分</th> <th data-bbox="651 517 1485 555">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 555 651 696">区分1</td> <td data-bbox="651 555 1485 696">別に定める電気通信事業者のインターネット（主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うものをいいます。）に係る電気通信回線設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 696 651 763">区分2</td> <td data-bbox="651 696 1485 763">別に定める電気通信サービスに係る電気通信回線設備であって区分1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	区分1	別に定める電気通信事業者のインターネット（主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うものをいいます。）に係る電気通信回線設備	区分2	別に定める電気通信サービスに係る電気通信回線設備であって区分1以外のもの							
区 分	内 容													
区分1	別に定める電気通信事業者のインターネット（主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うものをいいます。）に係る電気通信回線設備													
区分2	別に定める電気通信サービスに係る電気通信回線設備であって区分1以外のもの													
(3) 継続利用期間に係る料金の適用	<p>ア 第1種データホスティングサービスについては、継続利用期間があります。ただし、III-1型のタイプ3についてはルームごとに継続利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する継続利用期間は、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="384 869 1485 1122"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="384 869 715 907">区 分</th> <th data-bbox="715 869 1485 907">継続利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 907 560 1048" rowspan="3">III-1型</td> <td data-bbox="560 907 715 965">タイプ1 又は</td> <td data-bbox="715 907 1485 965">第1種データホスティングサービスの提供を開始した日から起算して1年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 965 715 1048">タイプ2</td> <td data-bbox="715 965 1485 1048">ルームの提供を開始した日から起算して1年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1048 715 1106">タイプ3</td> <td data-bbox="715 1048 1485 1106">ルームの提供を開始した日から起算して1年間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="384 1106 715 1122">III-2型又はIII-3型</td> <td data-bbox="715 1106 1485 1122">第1種データホスティングサービスの提供を開始した日から起算して1年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 次の場合には、継続利用期間が更新されるものとします。</p> <p>(ア) 継続利用期間の満了前に第1種データホスティング契約者から申出がない場合</p> <p>(イ) III-1型のタイプ3に係る第1種データホスティングサービスの通信の態様による細目3の変更の場合</p> <p>エ 第1種データホスティング契約者は、継続利用期間内に第1種データホスティングサービスについて、次の変更があった場合に、変更前の料金額（2（料金額）に規定する「基本料」の額とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。この場合に、(ア)に関する残額の算定については、ルームごとに行うものとします。</p> <p>(ア) III-1型に係る第1種データホスティングサービスの通信の態様による細目3の変更</p> <p>(イ) III-2型又はIII-3型に係る第1種データホスティングサービスの最大接続数の変更</p> <p>オ エの場合に、1の料金月において2度以上の変更があった場合は、「変更前」とあるのは「当該料金月における最初の変更前」に、「変更後」とあるのは「当該料金月の最後の変更後」に、読み替えて適用します。</p> <p>カ 第1種データホスティング契約者は、継続利用期間内に第1種データホスティング契約の解除があった場合又はIII-1型のタイプ3に係るルームの廃止があった場合は、残余の期間に対応する料金額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>	区 分		継続利用期間	III-1型	タイプ1 又は	第1種データホスティングサービスの提供を開始した日から起算して1年間	タイプ2	ルームの提供を開始した日から起算して1年間	タイプ3	ルームの提供を開始した日から起算して1年間	III-2型又はIII-3型		第1種データホスティングサービスの提供を開始した日から起算して1年間
区 分		継続利用期間												
III-1型	タイプ1 又は	第1種データホスティングサービスの提供を開始した日から起算して1年間												
	タイプ2	ルームの提供を開始した日から起算して1年間												
	タイプ3	ルームの提供を開始した日から起算して1年間												
III-2型又はIII-3型		第1種データホスティングサービスの提供を開始した日から起算して1年間												

2 料金額

(1) 利用料

ア III-1型に係るもの

(ア) 基本料

区 分		単 位	料金額 (月額)
タイプ1	プラン1	1のルームごとに	11,800円(税込12,980円)
	プラン2		29,800円(税込32,780円)
	プラン3		49,800円(税込54,780円)
	プラン4		92,800円(税込102,080円)
	プラン5		179,800円(税込197,780円)
タイプ2	プラン1		23,600円(税込25,960円)
	プラン2		59,600円(税込65,560円)
	プラン3		99,600円(税込109,560円)
	プラン4		185,600円(税込204,160円)
	プラン5		359,600円(税込395,560円)
タイプ3	プラン3		124,600円(税込137,060円)
	プラン4		441,600円(税込485,760円)
	プラン5		776,600円(税込854,260円)

イ III-2型に係るもの

(イ) 基本料

区 分	単 位	料金額 (月額)
タイプ1	1の同時接続数ごとに	15,000円(税込16,500円)
タイプ2		17,500円(税込19,250円)

ウ III-3型に係るもの

(ウ) 基本料

区 分	単 位	料金額 (月額)
タイプ1	1の同時接続数ごとに	15,000円(税込16,500円)
タイプ2		17,500円(税込19,250円)

第2 第2種データホスティングサービスに係るもの

(商品名：ULTINA On Demand Platform シェアードホスティング)

1 適用

第2種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第34条（月額料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用									
(1) プラン等に係る料金の適用	ア 第2種データホスティングサービスには、メールアドレスの数及びホームページ公開装置等に蓄積することができる情報の容量により、次のコースがあります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>メールアドレスの数については10個まで、ホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量については50メガバイトまで利用することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>メールアドレスの数については25個まで、ホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量については150メガバイトまで利用することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>コース3</td> <td>メールアドレスの数については50個まで、ホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量については250メガバイトまで利用することが可能な部分について基本部分とし、メールアドレスの数が50個を超える部分又はホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量が250メガバイトを超える部分について加算部分とするもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	コース1	メールアドレスの数については10個まで、ホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量については50メガバイトまで利用することが可能なもの	コース2	メールアドレスの数については25個まで、ホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量については150メガバイトまで利用することが可能なもの	コース3	メールアドレスの数については50個まで、ホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量については250メガバイトまで利用することが可能な部分について基本部分とし、メールアドレスの数が50個を超える部分又はホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量が250メガバイトを超える部分について加算部分とするもの
	区 分	内 容							
	コース1	メールアドレスの数については10個まで、ホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量については50メガバイトまで利用することが可能なもの							
コース2	メールアドレスの数については25個まで、ホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量については150メガバイトまで利用することが可能なもの								
コース3	メールアドレスの数については50個まで、ホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量については250メガバイトまで利用することが可能な部分について基本部分とし、メールアドレスの数が50個を超える部分又はホームページ公開装置等に蓄積する情報の容量が250メガバイトを超える部分について加算部分とするもの								
イ 第2種データホスティング契約者は、第2種データホスティング契約の申込みをするときは、アに規定するコースを指定していただきます。この場合において、1の契約につき指定することのできるコースの数は、1とします。									
ウ 第2種データホスティング契約者は、アに規定するコースの変更の請求をすることができます。									
	エ 当社は、ウの請求があったときは、第22条（第2種データホスティング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。								
(2) 利用料の適用	ア 第2種データホスティングサービスには、ウイルスチェック機能（第2種データホスティング契約者に係る独自ドメインのメールアドレスを使用して送り、又は受けるIPパケットにコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、当社が別に定めるところにより、そのコンピュータウイルスの削除等を行う機能をいいます。以下同じとします。）を提供するもの又は提供しないものの区別があります。								
	イ 当社は、アに規定する区別により、2（料金額）(1)に規定する利用料を適用します。								
	ウ 第2種データホスティング契約者は、第2種データホスティング契約の申込をするときは、アに規定する区別を指定していただきます。								
	エ 第2種データホスティング契約者は、アに規定する区別の変更の請求をすることができます。								
	オ 当社は、エの請求があったときは、第22条（第2種データホスティング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。								
	カ 当社は、ウイルスチェック機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。								
(3) 最低利用期間に係る料金の適用	ア 第2種データホスティングサービスについては、最低利用期間があります。								
	イ アに規定する最低利用期間は、第2種データホスティングサービスの提供を開始した日から起算して6月間とします。								
	ウ 第2種データホスティング契約者は、最低利用期間内に第2種データホスティング契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する「利用料」の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。								

2 料金額

(1) 利用料

区 分	単 位	料金額 (月額)	
		ウイルスチェック機能を 提供しないもの	ウイルスチェック機能を 提供するもの
コース 1	1 のコースごとに	3, 3 0 0 円 (税込 3, 6 3 0 円)	4, 8 0 0 円 (税込 5, 2 8 0 円)
コース 2	1 のコースごとに	5, 2 0 0 円 (税込 5, 7 2 0 円)	8, 9 5 0 円 (税込 9, 8 4 5 円)
コース 3	基本部分	1 のコースごとに	8, 3 0 0 円 (税込 9, 1 3 0 円)
	メールアドレス に係る加算部分	メールアドレスの数が 50 個を超え 500 個までのと き 50 個を超える 10 個ま でごとに	4 0 0 円 (税込 4 4 0 円)
		メールアドレスの数が 500 個を超えるとき 500 個を超える 50 個までご とに	2, 0 0 0 円 (税込 2, 2 0 0 円)
	蓄積する情報の 容量に係る加算 部分	蓄積する情報の容量が 250 メガバイトを超える 50 メガバイトまでごとに	1, 2 0 0 円 (税込 1, 3 2 0 円)
備 考 加算部分に係るメールアドレスの数及び蓄積する情報の容量の上限は、当社が別に定めるところによります。			

第 3 削除

第4 第5種データホスティングサービスに係るもの

1 適用

第5種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第34条（月額料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用										
(1) 細目等に係る料金の適用	ア 第5種データホスティングサービスには、次の設備又は期間の態様による細目があります。									
	(ア) 設備の態様による細目1									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ3-1 (商品名：ホワイトクラウドデスクトップサービススタンダード)</td> <td>仮想装置群（別に定める中央処理装置、主記憶装置及び外部記憶装置から構成される複数の仮想装置を提供するものをいいます。以下同じとします。）を提供するものであって、タイプ3-2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3-2 (商品名：ホワイトクラウドデスクトップサービススタンダード)</td> <td>仮想装置群を提供するものであって、別に定める方法により第5種データホスティング契約者が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ3-1 (商品名：ホワイトクラウドデスクトップサービススタンダード)	仮想装置群（別に定める中央処理装置、主記憶装置及び外部記憶装置から構成される複数の仮想装置を提供するものをいいます。以下同じとします。）を提供するものであって、タイプ3-2以外のもの	タイプ3-2 (商品名：ホワイトクラウドデスクトップサービススタンダード)	仮想装置群を提供するものであって、別に定める方法により第5種データホスティング契約者が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの			
	区 分	内 容								
	タイプ3-1 (商品名：ホワイトクラウドデスクトップサービススタンダード)	仮想装置群（別に定める中央処理装置、主記憶装置及び外部記憶装置から構成される複数の仮想装置を提供するものをいいます。以下同じとします。）を提供するものであって、タイプ3-2以外のもの								
	タイプ3-2 (商品名：ホワイトクラウドデスクトップサービススタンダード)	仮想装置群を提供するものであって、別に定める方法により第5種データホスティング契約者が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの								
	備 考									
	1 第5種データホスティング契約者は、利用する仮想装置群の数を指定していただきます。									
	2 タイプ3-2に係る1の仮想装置群は、70の中央処理装置、利用容量を384ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を2.1テラバイトまでとする外部記憶装置であって、最大70の仮想装置を作成可能なものとします。									
	(イ) 設備の態様による細目2									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>1の仮想装置につき、2の中央処理装置、利用容量を16ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を60ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、30提供するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>1の仮想装置につき、2の中央処理装置、利用容量を8ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を60ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、50提供するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を6ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を60ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、70提供するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を4ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を60ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、100提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1	1の仮想装置につき、2の中央処理装置、利用容量を16ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を60ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、30提供するもの	プラン2	1の仮想装置につき、2の中央処理装置、利用容量を8ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を60ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、50提供するもの	プラン3	1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を6ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を60ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、70提供するもの	プラン4	1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を4ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を60ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、100提供するもの
区 分	内 容									
プラン1	1の仮想装置につき、2の中央処理装置、利用容量を16ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を60ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、30提供するもの									
プラン2	1の仮想装置につき、2の中央処理装置、利用容量を8ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を60ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、50提供するもの									
プラン3	1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を6ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を60ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、70提供するもの									
プラン4	1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を4ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を60ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、100提供するもの									
備 考										
1 設備の態様による細目2の区分は、タイプ3-1のものにあります。										
2 第5種データホスティング契約者は、仮想装置群ごとに利用するプランを指定していただきます。										
(ウ) 期間の態様による細目										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>提供開始から1月間の利用を条件に、2（料金額）(1)ア(ア)又は(イ)に定める料金を適用するもの</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>提供開始から5年間の利用を条件に、2（料金額）(1)ア(ア)又は(イ)に定める料金を適用するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	区分1	提供開始から1月間の利用を条件に、2（料金額）(1)ア(ア)又は(イ)に定める料金を適用するもの	区分2	提供開始から5年間の利用を条件に、2（料金額）(1)ア(ア)又は(イ)に定める料金を適用するもの				
区 分	内 容									
区分1	提供開始から1月間の利用を条件に、2（料金額）(1)ア(ア)又は(イ)に定める料金を適用するもの									
区分2	提供開始から5年間の利用を条件に、2（料金額）(1)ア(ア)又は(イ)に定める料金を適用するもの									

備考

第5種データホスティング契約者は、仮想装置群ごとに区分を指定していただきます。ただし、第5種データホスティング契約の解除、締結又は仮想装置群の数の変更により、タイプ3-1に係る1の仮想装置群の利用を終了すると同時にタイプ3-2に係る1の仮想装置群の利用を開始するとき、又はタイプ3-2に係る1の仮想装置群の利用を終了すると同時にタイプ3-1に係る1の仮想装置群の利用を開始するとき（以下、第4において「契約移行」といいます。）は、新たに利用を開始する仮想装置群の期間の態様による細目の区分は、利用を終了する仮想装置群の区分と同一のものに限ります。

イ 第5種データホスティング契約者は、第28条の22（細目の変更）の規定にかかわらず、ア(ア)及び(ウ)に規定する細目の変更の請求はできません。

ウ 第5種データホスティング契約者は、外部記憶装置の利用容量について、1の仮想装置につき5ギガバイトごとに、アに規定するものに追加して利用することができます。

エ 第5種データホスティング契約者（タイプ3-1に係るものに限ります。）は、追加仮想装置（アに規定する各プランに対応する仮想装置とは別に提供する仮想装置であって、別に定める基本ソフトウェアを併せて提供するものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。この場合の処理能力等（中央処理装置の処理能力、主記憶装置の利用容量及び外部記憶装置の利用容量をいいます。以下同じとします。）は、1の追加仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を2ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置とします。

(2) 利用料の適用

ア 第5種データホスティングサービスについては、仮想装置群ごとに2（料金額）に規定する利用料（基本料に係るものに限ります。）を適用します。

イ 第5種データホスティングサービスに係る仮想装置について(1)欄の規定により外部記憶装置の数を追加して利用する場合、タイプ3-1の第5種データホスティングサービスについて(1)欄の規定により追加仮想装置を利用する場合は、2（料金額）に規定する利用料（加算料に係るものに限ります。）を適用します。

(3) 仮想装置の最低利用期間に係る料金の適用

ア 第5種データホスティングサービスに係る仮想装置の利用については、最低利用期間があります。

イ アに規定する最低利用期間は、次表のとおりとします。

区 分	最低利用期間
タイプ3-1及び タイプ3-2	仮想装置群ごとに、(1)欄のア(ウ)に規定する期間

備考

契約移行の場合については、新たに利用を開始する仮想装置群の最低利用期間は、利用を終了する仮想装置群の提供を開始した日から起算します。

ウ 第5種データホスティング契約者は、仮想装置群の最低利用期間内に第5種データホスティング契約の解除又は仮想装置群の数の変更により、仮想装置群の利用を終了した場合は、仮想装置群ごとに、残余の期間に対応する料金（利用を終了した仮想装置群に係る2（料金額）に規定する「利用料」の額（2（料金額）(1)イに規定する追加仮想装置に係る加算料を除きます。）とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、契約移行の場合については、この限りではありません。

2 料金額

(1) 利用料

ア 基本料

(ア) タイプ3-1

1の仮想装置群ごとに

区 分	料 金 額 (月額)	
	区分1	区分2
プラン1	280,000円(税込308,000円)	240,000円(税込264,000円)
プラン2	315,000円(税込346,500円)	255,000円(税込280,500円)
プラン3	330,000円(税込363,000円)	275,000円(税込302,500円)
プラン4	350,000円(税込385,000円)	300,000円(税込330,000円)

(イ) タイプ3-2

1の仮想装置群ごとに

料 金 額 (月額)	
区分1	区分2
350,000円(税込385,000円)	290,000円(税込319,000円)

イ 加算料

(ア) タイプ3-1

a 外部記憶装置に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
外部記憶装置の利用容量の追加に係るもの	ア システム領域に係るもの	1の仮想装置に追加する利用容量の5ギガバイトごとに 300円(税込330円)
	イ ア以外のもの	200円(税込220円)
備考 システム領域とは、主に基本ソフトウェア等を記憶する外部記憶装置の領域をいいます。以下同じとします。		

b 追加仮想装置に係るもの

単 位	料 金 額 (月額)
1の追加仮想装置ごとに	50,000円(税込55,000円)

(イ) タイプ3-2

a 外部記憶装置に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
外部記憶装置の利用容量の追加に係るもの	システム領域に係るもの以外のもの	1の仮想装置に追加する利用容量の5ギガバイトごとに 200円(税込220円)

第5 付加機能使用料
1 適用

料 金 の 適 用																					
(1) 付加機能の利用	当社に付加機能の利用を請求したデータホスティング契約者は、2（付加機能の種類等）に定めるところにより付加機能を利用することができます。																				
(2) 付加機能の品目等に 係る料金の適用	<p>ア 当社は、2（付加機能の種類等）に定める特定プロトコル利用機能の料金額を適用するにあたり、特定プロトコル（2（付加機能の種類等）に定める特定プロトコル利用機能に規定する別に定めるプロトコルをいいます。以下この欄において同じとします。）を同時に利用可能な数の上限により次のとおり区分を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>上限が25のもの</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>上限が50のもの</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>上限が75のもの</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>上限が100のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、2（付加機能の種類等）に定める特定サービス接続機能Ⅲの料金額を適用するにあたり、次のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>50Mb/s</td> <td>50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ データホスティング契約者は、アに規定する区分の変更（特定プロトコルを同時に利用可能な数の上限が増加する場合に限ります。）又はイに規定する品目の変更を請求することができます。この場合において、当社は、第29条（付加機能の提供）に準じて取り扱います。</p>	区分	内 容	区分1	上限が25のもの	区分2	上限が50のもの	区分3	上限が75のもの	区分4	上限が100のもの	品 目	内 容	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
区分	内 容																				
区分1	上限が25のもの																				
区分2	上限が50のもの																				
区分3	上限が75のもの																				
区分4	上限が100のもの																				
品 目	内 容																				
10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
30Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
50Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
(3) 継続利用期間に係る 料金の適用	<p>ア 2（付加機能の種類等）に定める特定プロトコル利用機能については、継続利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する継続利用期間は、付加機能の提供を開始した日にかかわらず、その付加機能に係る第1種データホスティングサービスと同一とします。</p> <p>ウ 特定プロトコル利用機能の提供を受ける第1種データホスティング契約者は、継続利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（付加機能の種類等）に規定する付加機能使用料の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>																				

2 付加機能の種類等

区 分		単 位	料金額（月額）
1 特定 プロ トコ ル 利 用 機 能	特定装置との通信に基本機能として使用可能なプロトコルに加え、当社が別に定めるプロトコル（この欄において「特定プロトコル」といいます。）を使用可能とする機能をいいます。 (商品名：H.323 接続オプション)	区分1	60,000円 (税込66,000円)
		区分2	105,000円 (税込115,500円)
		区分3	135,000円 (税込148,500円)
		区分4	150,000円 (税込165,000円)
備考	(1) 当社は、第1種データホスティング契約者（Ⅲ-2型又はⅢ-3型に係るものであって、タイプ2のものに限ります。）に限り、特定プロトコル利用機能を提供します。 (2) 当社は、1の第1種データホスティング契約ごとに、1の特定プロトコル利用機能を提供します。		

2	仮想装置情報複製機能	仮想装置に係る情報の複製を保存することができる機能を いいます。 (商品名：バックアップ)	複製の保 存に係る 利用容量 5ギガバ イトごと に	200円 (税込220円)	
		備考	(1) 当社は、1の第5種データホスティング契約につき1の仮想装置情報複製機能を提供します。 (2) 仮想装置情報複製機能に係る利用容量は、システム領域以外のものとします。		
3	ソフトウェア提供機能	仮想装置において、別に定めるソフトウェアを利用することができる機能をいいます。	別に定める基本ソフトウェアを利用することができるもの (商品名：Windows Server ライセンス)	1の仮想装置群ごとに	25,000円 (税込27,500円)
		備考	(1) 当社は、タイプ3-2に係る第5種データホスティング契約者に限り、ソフトウェア提供機能を提供します。 (2) ソフトウェア提供機能を利用する第5種データホスティング契約者は、ソフトウェア提供機能の利用にあたり、当社が別に定める事項を守っていただきます。 (3) (2)に規定するほか、ソフトウェア提供機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 (注) (2)に規定する別に定める事項は、ホワイトクラウドデスクトップサービス Windows Server ライセンスオプション エンドユーザーライセンス条項とします。		
4	特定サービス接続機能Ⅲ	特定サービス（イーサネット通信網サービス契約約款に規定するイーサネット通信網サービス、IPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービス又はデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービス（イーサネット通信網サービスについては特定サービス接続機能Ⅱの提供を受けているものに限り、IPデータサービス及びデータ通信網サービスについては特定サービス接続機能の提供を受けているものに限り）とします。以下この欄において同じとします。）に関する電気通信設備と接続する機能をいいます。	10Mb/s	1の機能ごとに	30,000円 (税込33,000円)
			30Mb/s		50,000円 (税込55,000円)
			50Mb/s		80,000円 (税込88,000円)
			100Mb/s		150,000円 (税込165,000円)
			備考		(1) 当社は、第5種データホスティング契約者に限り、特定サービス接続機能Ⅲを提供します。 (2) 当社は、特定サービス接続機能Ⅲに係る付加機能使用料について、イーサネット通信網サービスに係るものは、イーサネット通信網サービス契約約款に規定する特定サービス接続機能Ⅱの料金を、IPデータサービスに係るものは、IPデータサービス契約約款に規定する特定サービス接続機能の料金を、データ通信網サービスに係るものは、データ通信網サービス契約約款に規定する特定サービス接続機能の料金を、併せて設定するものとします。

5	ウイルスチェック機能	仮想装置において、コンピュータウイルスの検知及び削除等を行う機能をいいます。 (商品名：ウイルスチェック)	1の仮想装置ごとに	300円 (税込330円)
		備考	(1) 当社は、第5種データホスティング契約に係る1の仮想装置群ごとに、1のウイルスチェック機能を提供します。 (2) タイプ3-2に係る第5種データホスティング契約については、仮想装置群において仮想装置を最大数作成しているものとして料金を適用します。 (3) 当社は、ウイルスチェック機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 (4) ウイルスチェック機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
6	セキュリティ強化等機能	仮想装置において、ウイルスチェック機能に加え、別に定めるところに従ってセキュリティの強化等を行う機能をいいます。 (商品名：拡張機能オプション)	1の仮想装置ごとに	200円 (税込220円)
		備考	(1) 当社は、第5種データホスティング契約に係る1の仮想装置群（ウイルスチェック機能の提供を受けているものに限り）ごとに、1のセキュリティ強化等機能を提供します。 (2) タイプ3-2に係る第5種データホスティング契約については、仮想装置群において仮想装置を最大数作成しているものとして料金を適用します。 (3) 当社は、セキュリティ強化等機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 (4) セキュリティ強化等機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
7	仮想装置割当機能	仮想装置の利用にあたり、そのつど仮想装置を利用者に割り当てる機能をいいます。 (商品名：デスクトップディスプレイ)	1の機能ごとに	50,000円 (税込55,000円)
		備考	(1) 当社は、タイプ3-1に係る第5種データホスティング契約者に限り、仮想装置割当機能を提供します。 (2) 第5種データホスティング契約者は、この機能を利用する仮想装置をあらかじめ指定していただくものとし、指定した仮想装置の数を超えて利用者が同時に仮想装置を利用することはできません。 (3) この機能を利用する仮想装置について外部記憶装置の利用容量の追加（システム領域に係るもの以外のものに限り）を行う場合、第4（第5種データホスティングサービスに係るもの）の規定にかかわらず、1の利用者につき5ギガバイトごとに追加することができるものとします。この場合、料金額の適用にあたり、「1の仮想装置に追加する利用容量5ギガバイトごとに」とあるのは、「1の利用者に追加する利用容量の5ギガバイトごとに」と読み替えるものとします。 (4) 仮想装置割当機能に係る細目事項、当社が別に定めるところによります。	
8	テンプレート追加機能	仮想装置に係るテンプレート（別に定める設定情報をいいます。以下同じとします。）を保存することができる領域を追加する機能をいいます。	1のテンプレートを保存可能な領域ごとに	5,000円 (税込5,500円)
		備考	(1) 当社は、第5種データホスティング契約者に限り、テンプレート追加機能を提供します。 (2) 当社は、1のテンプレート追加機能につき、別に定める数までのテンプレートを保存可能な領域を提供します。 (3) テンプレート追加機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。	

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

データホスティングサービスに関する工事費の適用については、第35条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用											
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる契約者回線若しくは特定装置又はデータホスティングサービス取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。										
(2) 変更に係る工事費の適用	契約者回線の変更又は細目等の変更の場合の工事費は、変更後の契約者回線又は細目等に対応する設備に関する工事について適用します。										
(3) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。										
	ア 第1種データホスティングサービスに係るもの										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 第1種データホスティングサービスの利用開始に係る工事</td> <td>第1種データホスティングサービスの利用開始に伴う特定装置の設定及び契約者回線の設置等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 第1種データホスティングサービスの変更に係る工事</td> <td>Ⅲ-1型に係る第1種データホスティングサービスのルームの追加又はⅢ-2型若しくはⅢ-3型に係る第1種データホスティングサービスの同時接続数の増加の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 接続利用回線の設定に係る工事</td> <td>区分2に係る接続利用回線の設定の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	(ア) 第1種データホスティングサービスの利用開始に係る工事	第1種データホスティングサービスの利用開始に伴う特定装置の設定及び契約者回線の設置等の場合に適用します。	(イ) 第1種データホスティングサービスの変更に係る工事	Ⅲ-1型に係る第1種データホスティングサービスのルームの追加又はⅢ-2型若しくはⅢ-3型に係る第1種データホスティングサービスの同時接続数の増加の場合に適用します。	(ウ) 接続利用回線の設定に係る工事	区分2に係る接続利用回線の設定の場合に適用します。		
	工事の区分	適 用									
	(ア) 第1種データホスティングサービスの利用開始に係る工事	第1種データホスティングサービスの利用開始に伴う特定装置の設定及び契約者回線の設置等の場合に適用します。									
	(イ) 第1種データホスティングサービスの変更に係る工事	Ⅲ-1型に係る第1種データホスティングサービスのルームの追加又はⅢ-2型若しくはⅢ-3型に係る第1種データホスティングサービスの同時接続数の増加の場合に適用します。									
	(ウ) 接続利用回線の設定に係る工事	区分2に係る接続利用回線の設定の場合に適用します。									
	イ 第2種データホスティングサービスに係るもの										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 第2種データホスティングサービスの利用開始に係る工事</td> <td>第2種データホスティングサービスの利用開始に伴う特定装置の設定の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 第2種データホスティングサービスの変更に係る工事</td> <td>指定機器の数の変更、プラン等の変更又はウイルスチェックを提供するもの若しくは提供しないものの区別の変更に伴う特定装置の設定の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 第2種データホスティングサービスの利用の一時中断に係る工事</td> <td>第2種データホスティングサービスの利用の一時中断の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(エ) 利用の一時中断をした第2種データホスティングサービスの再利用に係る工事</td> <td>第2種データホスティングサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	(ア) 第2種データホスティングサービスの利用開始に係る工事	第2種データホスティングサービスの利用開始に伴う特定装置の設定の場合に適用します。	(イ) 第2種データホスティングサービスの変更に係る工事	指定機器の数の変更、プラン等の変更又はウイルスチェックを提供するもの若しくは提供しないものの区別の変更に伴う特定装置の設定の場合に適用します。	(ウ) 第2種データホスティングサービスの利用の一時中断に係る工事	第2種データホスティングサービスの利用の一時中断の場合に適用します。	(エ) 利用の一時中断をした第2種データホスティングサービスの再利用に係る工事	第2種データホスティングサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。
	工事の区分	適 用									
	(ア) 第2種データホスティングサービスの利用開始に係る工事	第2種データホスティングサービスの利用開始に伴う特定装置の設定の場合に適用します。									
	(イ) 第2種データホスティングサービスの変更に係る工事	指定機器の数の変更、プラン等の変更又はウイルスチェックを提供するもの若しくは提供しないものの区別の変更に伴う特定装置の設定の場合に適用します。									
	(ウ) 第2種データホスティングサービスの利用の一時中断に係る工事	第2種データホスティングサービスの利用の一時中断の場合に適用します。									
	(エ) 利用の一時中断をした第2種データホスティングサービスの再利用に係る工事	第2種データホスティングサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。									
	ウ 第5種データホスティングサービスに係るもの										
(ア) タイプ3-1に係るもの											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 仮想装置群の利用開始に係る工事</td> <td>仮想装置群の利用開始に伴う特定装置の設定の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>② 仮想装置群の変更に係る工事</td> <td>プランの変更又は追加仮想装置の追加の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	① 仮想装置群の利用開始に係る工事	仮想装置群の利用開始に伴う特定装置の設定の場合に適用します。	② 仮想装置群の変更に係る工事	プランの変更又は追加仮想装置の追加の場合に適用します。					
工事の区分	適 用										
① 仮想装置群の利用開始に係る工事	仮想装置群の利用開始に伴う特定装置の設定の場合に適用します。										
② 仮想装置群の変更に係る工事	プランの変更又は追加仮想装置の追加の場合に適用します。										
(イ) タイプ3-2に係るもの											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 仮想装置群の利用開始に係る工事</td> <td>仮想装置群の利用開始に伴う特定装置の設定の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	① 仮想装置群の利用開始に係る工事	仮想装置群の利用開始に伴う特定装置の設定の場合に適用します。							
工事の区分	適 用										
① 仮想装置群の利用開始に係る工事	仮想装置群の利用開始に伴う特定装置の設定の場合に適用します。										

2 工事費の額

(1) 第1種データホスティングサービスに係るもの

ア III-1型に係るもの

区	分	単位	工事費の額
第1種データホスティングサービスの利用開始に係る工事	タイプ1	1のルームに係る工事につき	5,000円 (税込5,500円)
	タイプ2又はタイプ3		30,000円 (税込33,000円)
第1種データホスティングサービスの変更に係る工事	タイプ1	1のルームに係る工事につき	5,000円 (税込5,500円)
	タイプ2又はタイプ3		30,000円 (税込33,000円)

イ III-2型に係るもの

区	分	単位	工事費の額
第1種データホスティングサービスの利用開始に係る工事		1の同時接続数に係る工事につき	5,000円 (税込5,500円)
第1種データホスティングサービスの変更に係る工事		1の同時接続数に係る工事につき	5,000円 (税込5,500円)

ウ III-3型に係るもの

区	分	単位	工事費の額
第1種データホスティングサービスの利用開始に係る工事		1の同時接続数に係る工事につき	5,000円 (税込5,500円)
第1種データホスティングサービスの変更に係る工事		1の同時接続数に係る工事につき	5,000円 (税込5,500円)

(2) 第2種データホスティングサービスに係るもの

1の工事ごとに

区	分	工事費の額
第2種データホスティングサービスの利用開始に係る工事		4,000円(税込4,400円)
第2種データホスティングサービスの変更に係る工事		1,000円(税込1,100円)
第2種データホスティングサービスの利用の一時中断に係る工事		1,000円(税込1,100円)
備考 第2種データホスティングサービスの利用の一時中断に係る工事費については、再利用に係る工事費を含むものとします。		

(3) 第5種データホスティングサービスに係るもの

ア タイプ3-1に係るもの

1の工事ごとに

区	分	工事費の額
仮想装置群の利用開始に係る工事	プラン1に係るもの	30,000円(税込33,000円)
	プラン2に係るもの	40,000円(税込44,000円)
	プラン3に係るもの	50,000円(税込55,000円)
	プラン4に係るもの	60,000円(税込66,000円)
仮想装置群の変更に係る工事	プラン1に係るもの	30,000円(税込33,000円)
	プラン2に係るもの	40,000円(税込44,000円)
	プラン3に係るもの	50,000円(税込55,000円)

	プラン4に係るもの	60,000円(税込66,000円)
	追加仮想装置に係るもの	10,000円(税込11,000円)

イ タイプ3-2に係るもの

1の工事ごとに

区 分	工事費の額
仮想装置群の利用開始に係る工事	60,000円(税込66,000円)

(4) 付加機能に係るもの

1の工事ごとに

区 分		工事費の額
付加機能の利用 開始に係る工事	特定プロトコル利用機能	100,000円(税込110,000円)
	ソフトウェア提供機能	5,000円(税込5,500円)
	仮想装置割当機能	10,000円(税込11,000円)
付加機能の変更 に係る工事	特定プロトコル利用機能	100,000円(税込110,000円)

第3表 附帯サービスに関する料金
料金額

1 申請手数料

区	分	単 位	料 金 額
申請手数料	ア イ以外のもの	1の申請ごとに	6,000円 (税込6,600円)
	イ DNSSECに関する登録に係るもの	1の申請ごとに	3,000円 (税込3,300円)
備 考 アに係る申請手数料は、ドメイン名の登録若しくは移転又はドメインに関する変更（別に定めるものに限ります。）に係る申請の場合に適用します。			

2 ドメイン名維持管理料

区	分	単 位	料金額（年額）
ドメイン名維持管理料		1ドメイン名ごとに	5,000円 (税込5,500円)
備 考 ドメイン名を登録した日の属する月（以下この欄において「起算月」といいます。）から翌年の起算月の末日までの期間は適用しません。			

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 15 年 1 月 29 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 24 日から実施します。
(データホスティング契約に係る経過措置)
- 2 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているデータホスティング契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定による第 1 種データホスティング契約に移行したものとみなします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 31 日から実施します。
(旭テレコム株式会社の Asahi IT Station サービス約款の契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、旭テレコム株式会社の Asahi IT Station サービス約款（以下「旧 Asahi IT Station サービス約款」といいます。）の規定により締結している Asahi IT Station サービスに係る利用契約（以下「旧 Asahi IT Station サービス利用契約」といいます。）は、この改正規定実施の日において、当社と旧 Asahi IT Station 利用契約を締結したものとみなします。
(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)
- 3 この改正規定実施前に、旧 Asahi IT Station サービス約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
(旧 Asahi IT Station サービス利用契約に係る料金の取扱いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、旧 Asahi IT Station サービス約款の規定により提供している旧 Asahi IT Station サービス利用契約に係る料金の取扱いは、なお従前のとおりとします。
- 5 旧 Asahi IT Station サービス利用契約に係る料金額は、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(1) 月額基本料

ア 基本料

サービスプラン	料金額 (月額)	
	ウイルスチェック機能を提供しないもの	ウイルスチェック機能を提供するもの
バリュープラン	6,000円	7,000円
スタンダードプラン	9,000円	11,000円

イ 加算料

区 分	単 位	料金額 (月額)	
		ウイルスチェック機能を提供しないもの	ウイルスチェック機能を提供するもの
メールアドレスの数の追加に係るもの	追加するメールアドレスの数10個までごとに	1,000円	2,000円
	追加するメールアドレスの数50個までごとに	4,500円	9,000円
蓄積する情報の容量の追加に係るもの	追加する情報の容量（ホームページに係るものに限ります。以下この表において同じとします。）10メガバイトまでごとに	1,000円	

	追加する情報の容量50 メガバイトまでごとに	3,000円
--	---------------------------	--------

ウ 付加機能使用料

区 分	単 位	料金額 (月額)
パスワード認証サイト	1のコンテンツにつき	2,000円
SSL暗号化		2,000円

エ 附帯サービスに関する料金

区 分	単 位	料金額
申請手数料	1の申請ごとに	20,000円
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに年額	5,000円

(料金等の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施前に、旧 Asahi IT Station サービス約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

7 この改正規定実施前に、旧 Asahi IT Station サービス約款の規定により、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 1 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 3 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(第 2 種データホスティングサービスに関する経過措置)

2 第 2 種データホスティング契約 (タイプ 2 に係るものに限ります。) の申込を行った申込者は、当社がその申込を承諾し、平成 16 年 5 月 1 日から平成 16 年 7 月 31 日までの間に第 2 種データホスティングサービス (タイプ 2 に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。) の提供を開始した場合、又は同時に付加機能の提供を開始した場合に限り、第 35 条 (工事費の支払義務) 及び第 45 条 (附帯サービス) の規定にかかわらず、次の額の支払いを要しません。

(1) 料金表第 2 表 (工事に関する費用) に規定する第 2 種データホスティングサービスの利用開始に係る工事費

- (2) 料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に係る工事費（情報ページウィルスチェック等機能に係るものを除きます。）
- (3) 料金表第3表（付帯サービス）に規定する申請手数料（平成16年5月1日から平成16年7月31日までの間に利用を開始するドメイン名であって、平成16年4月1日以降に登録又は移転したものに限ります。）
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年6月5日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。
（料金前払いに伴う料金の減額に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している料金前払いに伴う料金の減額の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとします。
- (1) データホスティング契約者は、データホスティングサービスに関する月額料金について、当該月分を含む6か月分又は1年分の料金を一時に支払うことができます。
ただし、当該月分の料金が日割によるものであるとき、又は当該月分の料金の支払期日までに支払いがないときは、この限りでありませぬ。
- (2) データホスティング契約者が、(1)の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の割引率で減額します。

区 分	割 引 率
6か月分の月額料金を一時払いにより支払う場合	1.3パーセント
1年分の月額料金を一時払いにより支払う場合	3パーセント

- (3) 一時払いにより料金が支払われたデータホスティングサービスについて、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区 別	料 金 の 取 扱 い	
データホスティング契約内容の変更又はデータホスティングサービスの料金の改定等月額料金の変更があったとき。	月額料金の額が増加したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金を一時払いがなされなかつたものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	月額料金の額が減少したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金を一時払いがなされなかつたものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
データホスティング契約者が現に利用しているデータホスティングサービスに係る契約を解除すると同時に、新たにデータホスティング契約を締結してその場所でデータホスティングサービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受けるデータホスティングサービスの月額料金の額が、解除するデータホスティングサービスの月額料金の額より多いとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日からデータホスティング契約の解除があった日の前日までの解除されたデータホスティングサービスの料金及びデータホスティング契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかつたものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。

	<p>新たに提供を受けるデータホスティングサービスの月額料金の額が、解除するデータホスティングサービスの月額料金の額より少ないとき。</p>	<p>支払いを受けた料金の対象期間の初日からデータホスティング契約の解除があった日の前日までの解除されたデータホスティングサービスの料金及びデータホスティング契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。</p>
<p>データホスティング契約の解除があったとき。</p>		<p>支払いを受けた料金の対象期間の初日からデータホスティング契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。</p>

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 平成 16 年 6 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、第 1 種データホスティング契約の申込を行った申込者は、当社がその申込を承諾し第 1 種データホスティングサービスの提供を開始した日から 3 ヶ月間について、第 34 条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 1 (第 1 種データホスティングサービスに係るもの)に規定する接続料及び利用料の支払いを要しないほか、第 35 条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第 2 表(工事に関する費用)に規定する契約者回線の設置に係る工事費の支払いを要しません。
- 2 平成 16 年 6 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、この附則の第 1 項に規定する申込と同時に付加機能(特定機器接続機能又は動的経路選択機能に限ります。以下この附則において同じとします。)の提供を請求した第 1 種データホスティング契約の申込者は、当社がその付加機能の提供を開始した日から 3 ヶ月間について、第 34 条(料金の支払義務)及び第 35 条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 4 (付加機能使用料)に規定するその付加機能に係る付加機能使用料及び料金表第 2 表(工事に関する費用)に規定するその付加機能の利用開始に係る工事費の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 8 月 20 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(旧 Asahi IT Station サービス約款に規定する電気通信サービスの廃止)

- 1 平成 15 年 3 月 31 日実施の附則(経本第 14-0359 号)第 2 項から第 5 項に規定する旧 Asahi IT Station サービス約款に規定する電気通信サービスについては、平成 17 年 1 月 1 日をもって廃止します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 14 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務について

ては、なお従前のとおりとします。

附 則

(旧 Asahi IT Station サービス約款に規定する電気通信サービスの廃止に係る経過措置)

- 1 平成 17 年 1 月 1 日実施の附則（涉外第 16-0278 号及び 0283 号）第 1 項に規定する旧 Asahi IT Station サービス約款に規定する電気通信サービス（以下「旧 Asahi IT Station サービス」といいます。）の廃止については、「平成 17 年 1 月 1 日」とあるのを「平成 17 年 4 月 1 日」に改めます。

ただし、旧 Asahi IT Station サービスの契約者が、平成 17 年 3 月 31 日までにタイプ 2 に係る第 2 種データホスティング契約の申込みを行った場合に限り、平成 17 年 9 月 30 日までの期間について、旧 Asahi IT Station サービスを利用することができます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 1 月 20 日から実施します。
(第 1 種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種データホスティングサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するクラス 2 に係る第 1 種データホスティングサービスとみなします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 3 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 15 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 3 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。
(第 1 種データホスティングサービスに係る経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクラス 1 に係る第 1 種データホスティングサービスの次の表の左欄のプラン等は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する第 1 種データホスティングサービスの次の表のプラン等とみなします。

クラス 1 のタイプ 1	タイプ 1
クラス 1 のタイプ 2	タイプ 2
クラス 1 のタイプ 3	タイプ 3

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクラス 2 に係る第 1 種データホスティングサービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 接続料については次に定める額としします。

ア 基本料

1 の契約者回線ごとに

料金額 (月額)
5, 0 0 0 円(税込 5, 250 円)
備考 契約者回線に係る料金を含みます。

イ 加算料

1 の契約者回線ごとに

料金額 (月額)
4, 0 0 0 円(税込 4, 200 円)
備考 1 契約者回線が光ケーブルのものに限り適用します。 2 取扱所交換設備に収容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、別に算定する実費を支払っていただきます。

(2) 利用料

ア 基本料

区 分	単 位	料金額 (月額)
クラス 2 に係るもの	第 1 種データホスティング契約者があらかじめ指定した利用者数 10 人までごとに	3, 0 0 0 円(税込 3, 150 円)

備考
利用者数 (改正前の規定における第 9 条 (第 1 種データホスティング契約申込の方法) 第 3 号に規定する利用者の数を言います。) は、そのクラス 2 に係る第 1 種データホスティング契約に係る同時接続者数 (特定装置に同時に接続可能な利用者の数を言います。) の 10 倍を超えないものとしします。

イ 加算料

1のプランごとに

区 分	料金額 (月額)
プラン1 (同時接続者数が10までのもの)	80,000円(税込84,000円)
プラン2 (同時接続者数が20までのもの)	140,000円(税込147,000円)
プラン3 (同時接続者数が50までのもの)	225,000円(税込236,250円)
プラン4 (同時接続者数が100までのもの)	400,000円(税込420,000円)
プラン5 (同時接続者数が200までのもの)	525,000円(税込551,250円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年7月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年7月14日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年12月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年2月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年3月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

ただし、特定プロトコル通信機能に関する変更については、平成19年4月2日から実施します。

(第1種データホスティングサービスに係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ1に係る第1種データホスティングサービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ1に係る第1種データホスティングサービスの次の表の右欄のプランとみなします。

プラン3	プラン2
プラン4	プラン3
プラン5	プラン4

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年4月23日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年5月14日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第4種データホスティング契約者に提供している次に掲げる付加機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

区 分		単 位	料金額 (月額)
インターネット接続機能	別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信回線設備と接続する機能をいいます。	1の機能ごとに	500円 (税込525円)
	(1) 当社は、1の第4種データホスティング契約につき、1のインターネット接続機能を提供します。 (2) 当社は、回線群代表者から請求があったときに限り、このインターネット接続機能を提供します。この場合において、その特定接続回線群に所属する特定接続回線に係る全ての第4種データホスティング契約者は、この機能を利用することができます。		

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年6月19日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定サービス接続機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供する特定サービス接続機能Ⅱとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 8 月 1 日から実施します。
(第 2 種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 に係る第 2 種データホスティングサービスの次の表のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ 1 に係る第 2 種データホスティングサービスの次の表の右欄のプランとみなします。

プラン 1	プラン 1 のコース 1
プラン 2	プラン 1 のコース 2
プラン 3	プラン 1 のコース 3

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 15 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。
(第 1 種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により実施している第 1 種データホスティングサービスの次の表の左欄のプラン等は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する第 1 種データホスティングサービスの次の表の右欄のプラン等とみなします。

タイプ 1 のプラン 1	タイプ 1
タイプ 1 のプラン 2	
タイプ 1 のプラン 3	
タイプ 1 のプラン 4	

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 20 年 8 月 25 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 21 年 3 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 21 年 5 月 15 日から実施します。
(第 2 種データホスティングサービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 2 種データホスティングサービスの次の表の左欄のプラン等は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する第 2 種データホスティングサービスの次の表の右欄のプラン等とみなします。

タイプ 1 のプラン 2	タイプ 1
--------------	-------

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 のプラン 1 に係る第 2 種データホスティングサービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
(1) 接続料については次に定める額としします。

ア 基本料

区 分	料金額 (月額)
VPN装置により通信を媒介する指定機器の数が 10 までのとき	50,000円(税込 52,500円)
備考 基本料には、利用料の一部を含みます。	

イ 加算料

区 分	単 位	料金額 (月額)
VPN装置により通信を媒介する指定機器の数が 10 を超えるとき	10 を超える 10 までごとに	40,000円(税込 42,000円)

- 利用料については次に定める額としします。

区 分	単 位	料金額 (月額)
コース 1	1 のコースごとに	—
コース 2	1 のコースごとに	4,150円(税込 4,357.5円)
コース 3	基本部分	1 のコースごとに 11,000円(税込 11,550円)
	メールアドレスに係る加算部分	メールアドレスの数が 50 個を超え 500 個までのとき 50 個を超える 10 個までごとに 1,900円(税込 1,995円)

	メールアドレスの数が 500 個を超えるとき 500 個を超える 50 個までごとに	9, 500 円(税込 9,975 円)
蓄積する情報の容量に係る加算部分	蓄積する情報の容量が 250 メガバイトを超える 50 メガバイトまでごとに	1, 200 円(税込 1,260 円)

備考

加算部分に係るメールアドレスの数及び蓄積する情報の容量の上限は、当社が別に定めるところによります。

(付加機能に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりタイプ1のプラン1に係る第2種データホスティング契約者に提供している次に掲げる付加機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

区 分		単 位	料金額 (月額)
インターネット接続機能	別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。) を介して、データホスティング契約者があらかじめ指定した者との通信を接続する機能をいいます。	指定した者が同時に接続可能な数の5までごとに	20, 000 円 (税込 21,000 円)
備考	当社は、1の第2種データホスティング契約 (この改正規定実施前のタイプ1のプラン1に係るもの) に限り、つき1のインターネットアクセス通信接続機能を提供します。		

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。
(第5種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第5種データホスティングサービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ1に係る第5種データホスティングサービスとみなします。

(付加機能に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第5種データホスティング契約者に提供している次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供する次の表の右欄の付加機能とみなします。

タイプ1のプラン1のコース1に係る特定サービス等接続機能	タイプ1のプラン1のコース1に係る特定サービス等接続機能であってタイプ1に係る第5種データホスティングサービスに係るもの
------------------------------	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年5月17日から実施します。

(旧第4種データホスティングサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ1及びタイプ2に係る第4種データホスティングサービス（以下この附則において「旧第4種データホスティングサービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 接続料については次に定める額とします。

ア 基本料

1の特定接続回線ごとに

区 分	料金額（月額）
タイプ1	3,000円(税込3,150円)
タイプ2	3,000円(税込3,150円)

(旧第4種データホスティングサービスの付加機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第4種データホスティング契約者（旧第4種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約者をいいます。以下この附則において同じとします。）に提供しているSSL利用機能（以下この附則において「旧SSL利用機能」といいます。）、動的経路選択機能（以下この附則において「旧動的経路選択機能」といいます。）、特定サービス接続機能Ⅱ及び特定プロトコル通信機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額（月額）
旧SSL利用機能	特定のセキュリティプロトコルを利用し、暗号化された通信を行うことができる機能をいいます。	特定接続回線の数が10までのとき	1の機能ごとに 5,000円 (税込5,250円)
		特定接続回線の数が50までのとき	25,000円 (税込26,250円)
		特定接続回線の数が100までのとき	50,000円 (税込52,500円)
		特定接続回線の数が200までのとき	100,000円 (税込105,000円)
備考	(1) 当社は、1の特定接続回線群につき、1の旧SSL利用機能を提供します。 (2) 当社は、回線群代表者から請求があったときに限り、旧SSL利用機能を提供します。この場合において、その特定接続回線群に所属する特定接続回線に係る全ての旧第4種データホスティング契約者は、この機能を利用することができます。 (3) 当社は、旧SSL利用機能の付加機能使用料の適用にあつては、第34条（月額料金の支払義務）の規定について、「データホスティング契約者」を「回線群代表者」に読み替えて適用します。 (4) 旧SSL利用機能の提供を受けている旧第4種データホスティング契約者は、特定接続回線の数による区分の変更を請求することができます。この場合において、当社は、第29条（付加機能の提供）に準じて取り扱います。		
旧動的経路選択機能	IPパケットを伝送する場合において、当社が別に定める方法によりIPパケットの動的な経路選択を行うことができる機能をいいます。	1の機能ごとに	1,000円 (税込1,050円)

(旧第4種データホスティング契約者からの申込みに関する経過措置)

4 この改正規定実施の日以降の別に定める日までの間、旧第4種データホスティング契約者から、旧第4種データホスティングサービスの申込みがあった場合、この改正規定実施の日において設定されている特定接続回線群に所属するものに限り、当社は第28条の12（第4種データホスティング契約申込の承諾）の規定に準じてその申込みを承諾します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務について

は、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 5 月 21 日から実施します。
 (旧第 5 種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 に係る第 5 種データホスティングサービス（以下この附則において「旧第 5 種データホスティングサービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 適用

旧第 5 種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第 34 条（月額料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用				
細目に係る料金の適用	ア	旧第 5 種データホスティングサービスは、1 の仮想装置において、処理能力が 1 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 5 1 2 メガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 1 0 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を提供するものとします。		
	イ	旧第 5 種データホスティング契約者（旧第 5 種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約者をいいます。以下この附則において同じとします。）は、1 の仮想装置を構成する外部記憶装置の数をアに規定するものに追加することができます。この場合において、追加する外部記憶装置の数は 4 までとし、追加する 1 の外部記憶装置の利用容量は 1 0 ギガバイトまでとします。		
	ウ	旧第 5 種データホスティング契約者は、1 の仮想装置において、中央処理装置の処理能力、主記憶装置の利用容量及び外部記憶装置（イの規定により追加するものを含みます。）の利用容量（以下この附則において「処理能力等」といいます。）については、次表のとおりア及びイに規定するものにそれぞれ追加して利用することができます。		
		区 分	単 位	処理能力等の合計の上限
		中央処理装置の処理能力	1 ギガヘルツごとに	3 ギガヘルツまで
	主記憶装置の利用容量	5 1 2 メガバイトごとに	4, 0 9 6 メガバイトまで	
	外部記憶装置の利用容量	1 の外部記憶装置ごとの 1 0 ギガバイトごとに	1 の外部記憶装置につき 2, 0 0 0 ギガバイトまで	

(2) 料金額

ア 接続料については、次に定める額とします。

(ア) 基本料

1 の機能ごとに

料 金 額 (月額)
1 0, 0 0 0 円 (税込 10, 500 円)

イ 利用料については、次に定める額とします。

(ア) 基本料

1 の仮想装置ごとに

料 金 額 (月額)
4 0, 0 0 0 円 (税込 42, 000 円)

(イ) 加算料

a 中央処理装置に係るもの

単 位	料 金 額 (月額)
追加する処理能力の 1 ギガヘルツごとに	1 0, 0 0 0 円 (税込 10, 500 円)

b 主記憶装置に係るもの

単 位	料 金 額 (月額)
追加する利用容量の 5 1 2 メガバイトごとに	1 0, 0 0 0 円 (税込 10, 500 円)

c 外部記憶装置に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
外部記憶装置の追加に係るもの	追加する外部記憶装置の1ごとに	5,000円(税込5,250円)
外部記憶装置の利用容量の追加に係るもの	追加する利用容量の10ギガバイトごとに	5,000円(税込5,250円)

(付加機能に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第5種データホスティング契約者に提供している特定サービス等接続機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
(1) 特定サービス等接続機能(タイプ1に係るものを除きます。)の提供を受けている旧第5種データホスティング契約者は、当該機能に係るファイアウォール等の記憶装置(ファイアウォール等に係る通信の情報を記憶する装置をいいます。以下この附則において同じとしします。)を、利用容量40ギガバイトまで利用することができます。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第5種データホスティング契約者に提供しているDNSサーバ利用機能に関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとしします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年7月22日から実施します。
(第5種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりタイプ1に係る第5種データホスティング契約者に提供している次の表の左欄の外部記憶装置及びその利用容量は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供する右欄の外部記憶装置及びその利用容量とみなして取り扱います。

追加に係る外部記憶装置	通常クラスに係る追加外部記憶装置
外部記憶装置に追加している利用容量	基本外部記憶装置又は通常クラスに係る追加外部記憶装置に追加している利用容量

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 12 月 15 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 1 月 14 日から実施します。
(第 5 種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3 に係る第 5 種データホスティングサービスの次の表の左欄の区分は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供するタイプ 3 に係る第 5 種データホスティングサービスの右欄の区分とみなします。

区分 1	区分 2
区分 2	区分 3

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 1 月 31 日から実施します。
(付加機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりタイプ 1 又はタイプ 2 に係る第 5 種データホスティング契約者に提供している次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供する次の表の右欄の付加機能とみなします。

基本ソフトウェア提供機能	ソフトウェア提供機能のうち、別に定める基本ソフトウェアを利用することができるもの
--------------	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 5 月 19 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 6 月 21 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

(旧第1種データホスティングサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種データホスティングサービス（以下この附則において「旧第1種データホスティングサービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 適用

旧第1種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第34条（月額料金の支払義務）及び第34条の2（第1種データホスティングサービスに係る利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとしします。

料 金 の 適 用									
プラン等に係る料金の適用	ア 旧第1種データホスティングサービスは、特定の契約者回線又は接続利用回線を使用して行うデータホスティングサービスとします。								
	イ 旧第1種データホスティングサービスには、接続の態様により次のタイプがあります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>特定の契約者回線を使用して行う旧第1種データホスティングサービスであって、タイプ3以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>接続利用回線を使用して行う旧第1種データホスティングサービスであって、タイプ3以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>接続利用回線（以下タイプ3においては、特定の契約者回線を含むものとします。）を使用して行う旧第1種データホスティングサービスであって、特定機器（当社が別に定める特定の機器をいいます。以下この附則において同じとします。）を介さず当社及び別に定めるインターネット事業者に係る電気通信設備からの接続を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ1	特定の契約者回線を使用して行う旧第1種データホスティングサービスであって、タイプ3以外のもの	タイプ2	接続利用回線を使用して行う旧第1種データホスティングサービスであって、タイプ3以外のもの	タイプ3	接続利用回線（以下タイプ3においては、特定の契約者回線を含むものとします。）を使用して行う旧第1種データホスティングサービスであって、特定機器（当社が別に定める特定の機器をいいます。以下この附則において同じとします。）を介さず当社及び別に定めるインターネット事業者に係る電気通信設備からの接続を行うもの
	区 分	内 容							
	タイプ1	特定の契約者回線を使用して行う旧第1種データホスティングサービスであって、タイプ3以外のもの							
	タイプ2	接続利用回線を使用して行う旧第1種データホスティングサービスであって、タイプ3以外のもの							
	タイプ3	接続利用回線（以下タイプ3においては、特定の契約者回線を含むものとします。）を使用して行う旧第1種データホスティングサービスであって、特定機器（当社が別に定める特定の機器をいいます。以下この附則において同じとします。）を介さず当社及び別に定めるインターネット事業者に係る電気通信設備からの接続を行うもの							
	備 考								
	1 旧第1種データホスティング契約者は、他の旧第1種データホスティング契約において利用する特定装置との接続を請求することができます。								
	2 契約者回線の終端においてIPデータサービス契約約款に規定する特定サービス接続機能又はイーサネット通信網サービス契約約款に規定する特定サービス接続機能Ⅱを利用して接続を行う場合は、その付加機能の料金を併せて設定します。								
ウ タイプ2に係る旧第1種データホスティングサービスには、接続の方法により、次のプランがあります。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>利用機器から接続利用回線を介して特定装置に接続するものであって、プラン2を除くもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>利用機器から接続利用回線を介して特定装置に接続するものであって、当社又は協定事業者の提供区間の料金を併せて設定するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>特定装置から接続利用回線を介して利用機器に接続するものであって、当社又は協定事業者の提供区間の料金を併せて設定するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1	利用機器から接続利用回線を介して特定装置に接続するものであって、プラン2を除くもの	プラン2	利用機器から接続利用回線を介して特定装置に接続するものであって、当社又は協定事業者の提供区間の料金を併せて設定するもの	プラン3	特定装置から接続利用回線を介して利用機器に接続するものであって、当社又は協定事業者の提供区間の料金を併せて設定するもの	
区 分	内 容								
プラン1	利用機器から接続利用回線を介して特定装置に接続するものであって、プラン2を除くもの								
プラン2	利用機器から接続利用回線を介して特定装置に接続するものであって、当社又は協定事業者の提供区間の料金を併せて設定するもの								
プラン3	特定装置から接続利用回線を介して利用機器に接続するものであって、当社又は協定事業者の提供区間の料金を併せて設定するもの								
備 考									
エ タイプ3に係る旧第1種データホスティングサービスには、接続の方法により、次のプランがあります。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>利用機器から接続利用回線を介して特定装置に接続するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>特定装置から接続利用回線を介して利用機器に接続するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1	利用機器から接続利用回線を介して特定装置に接続するもの	プラン2	特定装置から接続利用回線を介して利用機器に接続するもの			
区 分	内 容								
プラン1	利用機器から接続利用回線を介して特定装置に接続するもの								
プラン2	特定装置から接続利用回線を介して利用機器に接続するもの								

(2) 料金額

ア 利用料については、次に定める額とします。

(ア) タイプ1に係るもの

料金額 (月額)
実費

(イ) タイプ2に係るもの

① 国内通信に係るもの

区 分	単 位	料金額 (180.0秒までごとに)
プラン1	1の接続利用回線について 2のBチャンネルまでごとに	70円(税込73.5円)
プラン2		88円(税込92.4円)
プラン3		160円(税込168円)

② 国際通信に係るもの

プラン3に係るもの

地域区分	単 位	料金額 (180.0秒までごとに)
アジア1	1の接続利用回線について 2のBチャンネルまでごとに	2,320円(税込2,436円)
アジア2		2,458円(税込2,580.9円)
アジア3		2,500円(税込2,625円)
アジア4		3,718円(税込3,903.9円)
北米1	1の接続利用回線について 2のBチャンネルまでごとに	2,320円(税込2,436円)
北米2		2,728円(税込2,864.4円)
中南米		4,168円(税込4,376.4円)
欧州		3,130円(税込3,286.5円)
大洋州1		2,320円(税込2,436円)
大洋州2		2,590円(税込2,719.5円)
アフリカ		4,168円(税込4,376.4円)
特定衛星携帯1		7,450円(税込7,822.5円)
特定衛星携帯2		7,450円(税込7,822.5円)

備 考

国際通信に係る取扱地域については、別に定めるものとします。

(ウ) タイプ3に係るもの

区 分	単 位	料金額 (180.0秒までごとに)
プラン1	1の利用機器ごとに 384Kb/sまで	70円(税込73.5円)
プラン2		160円(税込168円)

(付加機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第1種データホスティング契約者に提供している特定機器接続機能及び画面分割機能に関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとしします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年7月29日から実施します。ただし、DNSSECの登録に関する申請手数料に係る変更については、平成23年8月1日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりタイプ1に係る第5種データホスティング契約者に提供している次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する次の表の右欄の付加機能とみなします。

コース2に係る特定サービス等接続機能	コース3に係る特定サービス等接続機能
コース3に係る特定サービス等接続機能	コース4に係る特定サービス等接続機能
コース4に係る特定サービス等接続機能	コース5に係る特定サービス等接続機能
コース5に係る特定サービス等接続機能	コース6に係る特定サービス等接続機能

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務について

は、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 11 月 18 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 11 月 21 日から実施します。
(旧第 5 種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 に係る第 5 種データホスティングサービス（以下この附則において「旧第 5 種データホスティングサービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 適用

旧第 5 種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第 34 条（月額料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとしします。

料 金 の 適 用			
細目に係る料金の適用	ア 旧第 5 種データホスティングサービスは、1 の仮想装置において、次表に規定する中央処理装置、利用容量を 1 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 30 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を提供するものとしします。		
	区 分	内 容	
	クラス 1	クラス 2 以外のもの	
	クラス 2	1 の仮想装置において、1 の中央処理装置を複数の第 5 種データホスティング契約者と共用し提供するもの	
	備 考		
	1 クラス 1 に係るものは、1 の仮想装置において、3 分の 1 の中央処理装置を提供します。		
	2 旧第 5 種データホスティング契約者（旧第 5 種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約者をいいます。以下この附則において同じとしします。）は、区分の変更の請求をすることはできません。		
	イ 旧第 5 種データホスティング契約者は、1 の仮想装置を構成する外部記憶装置の数をアに規定する外部記憶装置（以下この附則において「基本外部記憶装置」といいます。）に追加することができます。この場合の追加する外部記憶装置（以下この附則において「追加外部記憶装置」といいます。）については、次表のとおりとしします。		
	追加外部記憶装置の区分	内 容	追加することができる追加外部記憶装置の数
	通常クラス	基本外部記憶装置と同種のもの	4 まで
エコノミークラス	通常クラス以外のもの	5 まで	
備 考			
1 旧第 5 種データホスティング契約者は、追加外部記憶装置の区分ごとにそれぞれ追加することができます。			
2 1 の追加外部記憶装置を追加する場合の利用容量は、通常クラスに係るものは 10 ギガバイトまで、エコノミークラスに係るものは 100 ギガバイトまでとしします。			
ウ 旧第 5 種データホスティング契約者は、1 の仮想装置において、仮想装置の処理能力等（イに規定する追加外部記憶装置を含みます。）について、次表に規定するとおり、ア及びイに規定するものにそれぞれ追加して利用することができます。			
区 分	単 位	処理能力等の合計の上限	
中央処理装置の処理能力	3 分の 1 ごとに	2 まで	
主記憶装置の利用容量	1 ギガバイトごとに	8 ギガバイトまで	

外部記憶装置の利用容量	基本外部記憶装置又は通常クラスの追加外部記憶装置に係るもの	1の外部記憶装置ごとの10ギガバイトごとに	1の外部記憶装置につき2テラバイトまで
	エコノミークラスの追加外部記憶装置に係るもの	1の外部記憶装置ごとの100ギガバイトごとに	1の外部記憶装置につき2テラバイトまで
備考 1 中央処理装置の処理能力については、クラス1に係るものに限ります。 2 中央処理装置の処理能力は、処理能力等の合計が1までについては3分の1ごとに、1を超えて2までについては1ごとに追加できるものとします。			
仮想装置の最低利用期間に係る料金の適用	ア 旧第5種データホスティングサービスに係る仮想装置の利用については、最低利用期間があります。 イ アに規定する最低利用期間は、仮想装置ごとに、その利用を開始した日から起算して1月間とします。 ウ 旧第5種データホスティング契約者は、仮想装置の最低利用期間内に旧第5種データホスティング契約の解除又は仮想装置の数の変更により、仮想装置の利用を終了した場合は、仮想装置ごとに、残余の期間に対応する料金（利用を終了した仮想装置に係る(2)（料金額）に規定する「利用料」の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。		

(2) 料金額

ア 利用料については、次に定める額とします。

(ア) 基本料

1の仮想装置ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
クラス1	25,000円(税込26,250円)
クラス2	15,000円(税込15,750円)

(イ) 加算料

a 中央処理装置に係るもの

単 位	料 金 額 (月額)
追加する処理能力の3分の1ごとに	5,000円(税込5,250円)

b 主記憶装置に係るもの

単 位	料 金 額 (月額)
追加する利用容量の1ギガバイトごとに	5,000円(税込5,250円)

c 外部記憶装置に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
追加外部記憶装置に係るもの	通常クラス	1の追加外部記憶装置ごとに 3,000円(税込3,150円)
	エコノミークラス	5,000円(税込5,250円)
外部記憶装置の利用容量の追加に係るもの	基本外部記憶装置又は通常クラスの追加外部記憶装置	追加する利用容量の10ギガバイトごとに 3,000円(税込3,150円)
	エコノミークラスの追加外部記憶装置	追加する利用容量の100ギガバイトごとに 5,000円(税込5,250円)

(付加機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第5種データホスティング契約者に提供している特定サービス等接続機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 付加機能使用料については、次に定める額とします。

ア タイプ1に係るもの

(ア) プラン1に係るもの

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
コース1に係るもの	25,000円 (税込26,250円)

イ タイプ2に係るもの

(ア) プラン1に係るもの

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)				
	コース1に係るもの	コース3に係るもの	コース4に係るもの	コース5に係るもの	コース6に係るもの
1 Mb/s	60,000円 (税込63,000円)	140,000円 (税込147,000円)	160,000円 (税込168,000円)	170,000円 (税込178,500円)	200,000円 (税込210,000円)
3 Mb/s	75,000円 (税込78,750円)	150,000円 (税込157,500円)	170,000円 (税込178,500円)	180,000円 (税込189,000円)	210,000円 (税込220,500円)
5 Mb/s	85,000円 (税込89,250円)	165,000円 (税込173,250円)	185,000円 (税込194,250円)	190,000円 (税込199,500円)	220,000円 (税込231,000円)
10 Mb/s	110,000円 (税込115,500円)	190,000円 (税込199,500円)	210,000円 (税込220,500円)	220,000円 (税込231,000円)	250,000円 (税込262,500円)
30 Mb/s	220,000円 (税込231,000円)	300,000円 (税込315,000円)	320,000円 (税込336,000円)	360,000円 (税込378,000円)	375,000円 (税込393,750円)
50 Mb/s	360,000円 (税込378,000円)	385,000円 (税込404,250円)	405,000円 (税込425,250円)	425,000円 (税込446,250円)	440,000円 (税込462,000円)
100 Mb/s	590,000円 (税込619,500円)	610,000円 (税込640,500円)	705,000円 (税込740,250円)	725,000円 (税込761,250円)	—

(イ) プラン2に係るもの

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)				
	コース1に係るもの	コース3に係るもの	コース4に係るもの	コース5に係るもの	コース6に係るもの
1 Mb/s	110,000円 (税込115,500円)	270,000円 (税込283,500円)	310,000円 (税込325,500円)	325,000円 (税込341,250円)	385,000円 (税込404,250円)
3 Mb/s	125,000円 (税込131,250円)	285,000円 (税込299,250円)	325,000円 (税込341,250円)	340,000円 (税込357,000円)	400,000円 (税込420,000円)
5 Mb/s	145,000円 (税込152,250円)	300,000円 (税込315,000円)	340,000円 (税込357,000円)	355,000円 (税込372,750円)	415,000円 (税込435,750円)
10 Mb/s	175,000円 (税込183,750円)	335,000円 (税込351,750円)	375,000円 (税込393,750円)	390,000円 (税込409,500円)	450,000円 (税込472,500円)
30 Mb/s	290,000円 (税込304,500円)	445,000円 (税込467,250円)	485,000円 (税込509,250円)	540,000円 (税込567,000円)	575,000円 (税込603,750円)
50 Mb/s	470,000円 (税込493,500円)	515,000円 (税込540,750円)	565,000円 (税込593,250円)	595,000円 (税込624,750円)	630,000円 (税込661,500円)

1 0 0 Mb/s	750,000 円 (税込 787,500 円)	795,000 円 (税込 834,750 円)	980,000 円 (税込 1,029,000 円)	1,025,000 円 (税込 1,076,250 円)	—
------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	---------------------------------	---

ウ タイプ3に係るもの
 (ア) プラン1に係るもの

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)				
	コース1に係るもの	コース3に係るもの	コース4に係るもの	コース5に係るもの	コース6に係るもの
1 Mb/s	65,000 円 (税込 68,250 円)	140,000 円 (税込 147,000 円)	160,000 円 (税込 168,000 円)	170,000 円 (税込 178,500 円)	200,000 円 (税込 210,000 円)
3 Mb/s	75,000 円 (税込 78,750 円)	155,000 円 (税込 162,750 円)	175,000 円 (税込 183,750 円)	180,000 円 (税込 189,000 円)	210,000 円 (税込 220,500 円)
5 Mb/s	90,000 円 (税込 94,500 円)	165,000 円 (税込 173,250 円)	185,000 円 (税込 194,250 円)	195,000 円 (税込 204,750 円)	225,000 円 (税込 236,250 円)
1 0 Mb/s	120,000 円 (税込 126,000 円)	195,000 円 (税込 204,750 円)	215,000 円 (税込 225,750 円)	225,000 円 (税込 236,250 円)	255,000 円 (税込 267,750 円)
3 0 Mb/s	240,000 円 (税込 252,000 円)	320,000 円 (税込 336,000 円)	340,000 円 (税込 357,000 円)	380,000 円 (税込 399,000 円)	395,000 円 (税込 414,750 円)
5 0 Mb/s	385,000 円 (税込 404,250 円)	410,000 円 (税込 430,500 円)	435,000 円 (税込 456,750 円)	450,000 円 (税込 472,500 円)	470,000 円 (税込 493,500 円)
1 0 0 Mb/s	645,000 円 (税込 677,250 円)	665,000 円 (税込 698,250 円)	755,000 円 (税込 792,750 円)	780,000 円 (税込 819,000 円)	—

(イ) プラン2に係るもの

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)				
	コース1に係るもの	コース3に係るもの	コース4に係るもの	コース5に係るもの	コース6に係るもの
1 Mb/s	110,000 円 (税込 115,500 円)	270,000 円 (税込 283,500 円)	310,000 円 (税込 325,500 円)	325,000 円 (税込 341,250 円)	385,000 円 (税込 404,250 円)
3 Mb/s	125,000 円 (税込 131,250 円)	285,000 円 (税込 299,250 円)	325,000 円 (税込 341,250 円)	340,000 円 (税込 357,000 円)	400,000 円 (税込 420,000 円)
5 Mb/s	145,000 円 (税込 152,250 円)	300,000 円 (税込 315,000 円)	340,000 円 (税込 357,000 円)	355,000 円 (税込 372,750 円)	415,000 円 (税込 435,750 円)
1 0 Mb/s	175,000 円 (税込 183,750 円)	335,000 円 (税込 351,750 円)	375,000 円 (税込 393,750 円)	390,000 円 (税込 409,500 円)	450,000 円 (税込 472,500 円)
3 0 Mb/s	290,000 円 (税込 304,500 円)	445,000 円 (税込 467,250 円)	485,000 円 (税込 509,250 円)	540,000 円 (税込 567,000 円)	575,000 円 (税込 603,750 円)
5 0 Mb/s	470,000 円 (税込 493,500 円)	515,000 円 (税込 540,750 円)	565,000 円 (税込 593,250 円)	595,000 円 (税込 624,750 円)	630,000 円 (税込 661,500 円)

1 0 0 Mb/s	750,000 円 (税込 787,500 円)	795,000 円 (税込 834,750 円)	980,000 円 (税込 1,029,000 円)	1,025,000 円 (税込 1,076,250 円)	—
------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	---------------------------------	---

エ タイプ4に係るもの
(ア) プラン1に係るもの

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)				
	コース1に係るもの	コース3に係るもの	コース4に係るもの	コース5に係るもの	コース6に係るもの
1 Mb/s	70,000 円 (税込 73,500 円)	145,000 円 (税込 152,250 円)	165,000 円 (税込 173,250 円)	175,000 円 (税込 183,750 円)	205,000 円 (税込 215,250 円)
3 Mb/s	90,000 円 (税込 94,500 円)	170,000 円 (税込 178,500 円)	190,000 円 (税込 199,500 円)	200,000 円 (税込 210,000 円)	230,000 円 (税込 241,500 円)
5 Mb/s	115,000 円 (税込 120,750 円)	195,000 円 (税込 204,750 円)	215,000 円 (税込 225,750 円)	220,000 円 (税込 231,000 円)	250,000 円 (税込 262,500 円)
1 0 Mb/s	175,000 円 (税込 183,750 円)	250,000 円 (税込 262,500 円)	270,000 円 (税込 283,500 円)	280,000 円 (税込 294,000 円)	310,000 円 (税込 325,500 円)
3 0 Mb/s	405,000 円 (税込 425,250 円)	485,000 円 (税込 509,250 円)	505,000 円 (税込 530,250 円)	545,000 円 (税込 572,250 円)	560,000 円 (税込 588,000 円)
5 0 Mb/s	615,000 円 (税込 645,750 円)	640,000 円 (税込 672,000 円)	665,000 円 (税込 698,250 円)	680,000 円 (税込 714,000 円)	695,000 円 (税込 729,750 円)
1 0 0 Mb/s	1,105,000 円 (税込 1,160,250 円)	1,125,000 円 (税込 1,181,250 円)	1,215,000 円 (税込 1,275,750 円)	1,240,000 円 (税込 1,302,000 円)	—

(イ) プラン2に係るもの

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)				
	コース1に係るもの	コース3に係るもの	コース4に係るもの	コース5に係るもの	コース6に係るもの
1 Mb/s	120,000 円 (税込 126,000 円)	275,000 円 (税込 288,750 円)	315,000 円 (税込 330,750 円)	335,000 円 (税込 351,750 円)	390,000 円 (税込 409,500 円)
3 Mb/s	145,000 円 (税込 152,250 円)	300,000 円 (税込 315,000 円)	340,000 円 (税込 357,000 円)	360,000 円 (税込 378,000 円)	415,000 円 (税込 435,750 円)
5 Mb/s	170,000 円 (税込 178,500 円)	325,000 円 (税込 341,250 円)	365,000 円 (税込 383,250 円)	385,000 円 (税込 404,250 円)	440,000 円 (税込 462,000 円)
1 0 Mb/s	250,000 円 (税込 262,500 円)	410,000 円 (税込 430,500 円)	445,000 円 (税込 467,250 円)	465,000 円 (税込 488,250 円)	525,000 円 (税込 551,250 円)
3 0 Mb/s	440,000 円 (税込 462,000 円)	595,000 円 (税込 624,750 円)	635,000 円 (税込 666,750 円)	710,000 円 (税込 745,500 円)	750,000 円 (税込 787,500 円)
5 0 Mb/s	690,000 円 (税込 724,500 円)	735,000 円 (税込 771,750 円)	780,000 円 (税込 819,000 円)	815,000 円 (税込 855,750 円)	850,000 円 (税込 892,500 円)

1 0 0 Mb/s	1, 160, 000 円 (税込 1, 218, 000 円)	1, 205, 000 円 (税込 1, 265, 250 円)	1, 385, 000 円 (税込 1, 454, 250 円)	1, 430, 000 円 (税込 1, 501, 500 円)	—
------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第5種データホスティング契約者に提供している統計情報等提供機能、DNSサーバ利用機能、仮想装置負荷分散機能及びソフトウェア提供機能に関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりタイプ2に係る第5種データホスティング契約者に提供しているサービス間接続機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

区 分		単 位	料金額 (月額)
サ ー ビ ス 間 接 続 機 能	第5種データホスティング契約に係る仮想装置について、旧第5種データホスティングサービスに係るものとタイプ2に係るものを接続する機能をいいます。 (商品名：プレミアム接続)	1の機能ごとに	50,000円 (税込52,500円)
	備 考 (1) 当社は、第5種データホスティング契約者(タイプ2に係るものに限り)にサービス間接続機能を提供します。 ただし、当該第5種データホスティング契約者が、旧第5種データホスティングサービスの提供を受けているときに限り。 (2) 当社は、接続先となる旧第5種データホスティング契約の1につき、1のサービス間接続機能を提供します。		

6 この附則第5項の規定にかかわらず、当社は、タイプ2に係る第5種データホスティング契約者について、この改正規定実施の日において旧第5種データホスティング契約(旧第5種データホスティングサービスに係る第5種データホスティング契約をいいます。)を締結しているものに限り、改正日以降、サービス間接続機能の利用の請求を行うことができるものとします。

この場合において、料金その他の取扱いは、この附則第5項に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成24年1月16日から実施します。
(第1種データホスティングサービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種データホスティングサービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供するI型に係る第1種データホスティングサービスとみなします。
(第1種データホスティングサービスの最低利用期間等に関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している第1種データホスティング契約について、最低利用期間の適用を受けているものについてはなお従前のおりとし、改正後のこの約款の規定による継続利用期間の適用は受けないものとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成24年1月25日から実施します。
(第5種データホスティングサービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ5に係る第5種データホスティングサービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供するタイプ5に係る第5種データホスティングサービスの右欄のプランとみなします。

プラン 1	プラン 3
プラン 2	プラン 4
プラン 3	プラン 5
プラン 4	プラン 6
プラン 5	プラン 7
プラン 6	プラン 8

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。ただし、タイプ 2 に係る第 5 種データホスティングサービスに関する変更については、平成 24 年 3 月 8 日から実施します。

(第 5 種データホスティングサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 2 に係る第 5 種データホスティングサービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供するタイプ 2 のプラン 2 に係る第 5 種データホスティングサービスとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 4 月 18 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 9 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりタイプ 4 又はタイプ 5 に係る第 5 種データホスティング契約者に提供している次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供する次の表の右欄の付加機能とみなします。

ソフトウェア提供機能	ソフトウェア提供機能のうち、別に定める基本ソフトウェアを利用することができるものであってクラス 1 に係るもの
------------	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 22 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 12 月 25 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 1 月 16 日から実施します。
(付加機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりタイプ 2 に係る第 5 種データホスティング契約者に提供している次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供する次の表の右欄の付加機能とみなします。

タイプ 1 のプラン 1 のコース 1 に係る特定サービス等 接続機能	特定サービス等接続機能Ⅱであって、別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信サービスに関する電気通信設備と接続するもの
--	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 8 日から実施します。
(付加機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりタイプ 4 又はタイプ 5 に係る第 5 種データホスティング契約者に提供している次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供する次の表の右欄の付加機能とみなします。

仮想装置負荷分散機能	クラス 1 に係る仮想装置負荷分散機能
------------	---------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 6 月 28 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。
(旧第 5 種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 に係る第 5 種データホスティングサービス（以下この附則において「旧第 5 種データホスティングサービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 適用

旧第 5 種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第 34 条（月額料金の支払義務）及び第 34 条の 3（第 5 種データホスティングサービスに係る利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用													
細目に係る料金の適用	ア 旧第 5 種データホスティングサービスには、次の設備の態様による細目があります。 (ア) 設備の態様による細目 1												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ 5</td> <td>仮想装置の提供にあたり、(イ)に規定する各プランに対応する処理能力等を上限仮想装置処理能力等として提供するものであって、別に定める方法により旧第 5 種データホスティング契約者（旧第 5 種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約者をいいます。以下この附則において同じとします。）が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ 5	仮想装置の提供にあたり、(イ)に規定する各プランに対応する処理能力等を上限仮想装置処理能力等として提供するものであって、別に定める方法により旧第 5 種データホスティング契約者（旧第 5 種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約者をいいます。以下この附則において同じとします。）が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの								
	区 分	内 容											
	タイプ 5	仮想装置の提供にあたり、(イ)に規定する各プランに対応する処理能力等を上限仮想装置処理能力等として提供するものであって、別に定める方法により旧第 5 種データホスティング契約者（旧第 5 種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約者をいいます。以下この附則において同じとします。）が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの											
	備 考 1 外部記憶装置には、外部記憶装置の複製を保存するもの又は保存しないものの別があります。 2 1 の仮想装置に設定することが可能な処理能力等は、別に定めるところによります。 3 旧第 5 種データホスティング契約者は、上限仮想装置処理能力等の範囲で仮想装置を設定することができます。												
	(イ) 設備の態様による細目 2												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン 1</td> <td>処理能力が 4 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 8 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 100 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの</td> </tr> <tr> <td>プラン 2</td> <td>処理能力が 8 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 16 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 200 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの</td> </tr> <tr> <td>プラン 3</td> <td>処理能力が 10 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 20 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 400 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの</td> </tr> <tr> <td>プラン 4</td> <td>処理能力が 15 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 30 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 800 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの</td> </tr> <tr> <td>プラン 5</td> <td>処理能力が 25 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 50 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 1 テラバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン 1	処理能力が 4 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 8 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 100 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの	プラン 2	処理能力が 8 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 16 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 200 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの	プラン 3	処理能力が 10 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 20 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 400 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの	プラン 4	処理能力が 15 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 30 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 800 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの	プラン 5	処理能力が 25 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 50 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 1 テラバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの
	区 分	内 容											
	プラン 1	処理能力が 4 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 8 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 100 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの											
	プラン 2	処理能力が 8 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 16 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 200 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの											
プラン 3	処理能力が 10 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 20 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 400 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの												
プラン 4	処理能力が 15 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 30 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 800 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの												
プラン 5	処理能力が 25 ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を 50 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 1 テラバイトまでとする 1 の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの												

	プラン6	処理能力が35ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を70ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を1.5テラバイトまでとする1の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの
	プラン7	処理能力が50ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を100ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を3テラバイトまでとする1の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの
	プラン8	処理能力が100ギガヘルツである中央処理装置、利用容量を200ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を6テラバイトまでとする1の外部記憶装置を、上限仮想装置処理能力等とするもの
	<p>イ 旧第5種データホスティング契約者は、第28条の22(細目の変更)の規定にかかわらず、ア(ア)に規定する細目の変更(外部記憶装置の、複製を保存するもの又は保存しないものの別の変更を除きます。)の請求はできません。</p> <p>ウ 旧第5種データホスティング契約者は、上限仮想装置処理能力等のうち、外部記憶装置の利用容量について、100ギガバイトごとに、アに規定するものに追加することができます。</p>	
仮想装置の最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 旧第5種データホスティングサービスに係る仮想装置の利用については、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、旧第5種データホスティングサービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。</p> <p>ウ 旧第5種データホスティング契約者は、最低利用期間内に旧第5種データホスティング契約(旧第5種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約をいいます。)の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金((2)(料金額)に規定する「利用料」の額とします。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>	

(2) 料金額

ア 利用料については、次に定める額とします。

(ア) 基本料

a タイプ5

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)	
	外部記憶装置の複製を保存しないもの	外部記憶装置の複製を保存するもの
プラン1	45,000円 (税込47,250円)	60,000円 (税込63,000円)
プラン2	85,000円 (税込89,250円)	115,000円 (税込120,750円)
プラン3	120,000円 (税込126,000円)	178,000円 (税込186,900円)
プラン4	200,000円 (税込210,000円)	315,000円 (税込330,750円)
プラン5	300,000円 (税込315,000円)	443,000円 (税込465,150円)
プラン6	430,000円 (税込451,500円)	645,000円 (税込677,250円)
プラン7	695,000円 (税込729,750円)	1,130,000円 (税込1,186,500円)
プラン8	1,390,000円 (税込1,459,500円)	2,252,000円 (税込2,364,600円)

(イ) 加算料

a タイプ5

(a) 外部記憶装置に係るもの

単 位	料 金 額 (月額)	
	外部記憶装置の複製を保存しないもの	外部記憶装置の複製を保存するもの
追加する利用容量の100ギガバイトごとに	10,000円 (税込10,500円)	25,000円 (税込26,250円)

(付加機能に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第5種データホスティング契約者に提供している特定サービス等接続機能、統計情報等提供機能、DNSサーバ利用機能、仮想装置負荷分散機能及びソフトウェア提供機能に関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとしします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。
(旧第5種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ3のプラン1、プラン2、プラン3、及びプラン4に係る第5種データホスティングサービス（以下この附則において「旧第5種データホスティングサービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 料金額

ア 利用料については、次に定める額とします。

(ア) 基本料

- a 区分1（提供開始から1年間の利用を条件に料金を適用するもの。）

1のプランごとに

区 分	料 金 額 (月額)
プラン1 (1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を3ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を10ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、20提供するもの)	285,000円(税込299,250円)
プラン2 (1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を2ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を10ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、30提供するもの)	290,000円(税込304,500円)
プラン3 (1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を1.5ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を10ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、40提供するもの)	295,000円(税込309,750円)
プラン4 (1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を1ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を10ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、50提供するもの)	300,000円(税込315,000円)

- b 区分2（提供開始から3年間の利用を条件に料金を適用するもの。）

1のプランごとに

区 分	料 金 額 (月額)
プラン1	180,000円(税込189,000円)
プラン2	185,000円(税込194,250円)
プラン3	190,000円(税込199,500円)
プラン4	195,000円(税込204,750円)

- c 区分3（提供開始から5年間の利用を条件に料金を適用するもの。）

1のプランごとに

区 分	料 金 額 (月額)
プラン1	110,000円(税込115,500円)
プラン2	115,000円(税込120,750円)
プラン3	120,000円(税込126,000円)
プラン4	125,000円(税込131,250円)

(付加機能に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第5種データホスティング契約者（旧第5種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約者をいいます。以下この附則において同じとします。）に提供している仮想装置二重化機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区分	単位	料金額 (月額)
仮想装置二重化機能	1の機能ごとに	8,000円 (税込8,400円)
備考	当社は、第5種データホスティング契約（旧第5種データホスティングサービスに係るものに限ります。）に係る1のプランごとに（同一のプランを複数利用している場合は、それぞれごとに）、1の仮想装置二重化機能を提供します。	

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第5種データホスティング契約者に提供している特定サービス接続機能Ⅲ（IPデータサービスに係るものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 付加機能使用料については、次に定める額とします。

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
10Mb/s	50,000円(税込52,500円)
30Mb/s	120,000円(税込126,000円)
50Mb/s	180,000円(税込189,000円)
100Mb/s	320,000円(税込336,000円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。
(旧第5種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ4に係る第5種データホスティングサービス（以下この附則において「旧第5種データホスティングサービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 適用

旧第5種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第34条（月額料金の支払義務）及び第34条の3（第5種データホスティングサービスに係る利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用		
細目に係る料金の適用	ア 旧第5種データホスティングサービスには、次の設備の態様による細目があります。	
	区 分	内 容
	タイプ4	仮想装置の提供にあたり、旧第5種データホスティング契約者（旧第5種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約者をいいます。以下この附則において同じとし

	ます。)が指定する内容に応じて中央処理装置、主記憶装置及び外部記憶装置を提供するものであって、別に定める方法により旧第5種データホスティング契約者が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの
備考	1 外部記憶装置には、外部記憶装置の複製を保存するもの又は保存しないものの別があります。 2 1の仮想装置に設定することが可能な処理能力等は、別に定めるところによります。
イ	旧第5種データホスティング契約者は、第28条の22(細目の変更)の規定にかかわらず、アに規定する細目の変更(外部記憶装置の、複製を保存するもの又は保存しないものの別の変更を除きます。)の請求はできません。

(2) 料金額

ア 利用料については、次に定める額とします。

(ア) 基本料

区 分		単 位	料 金 額
中央処理装置に係るもの		利用処理能力等について1の中央処理装置につき利用時間1時間ごとに	5.5円(税込5.775円)
主記憶装置に係るもの		利用処理能力等について1ギガバイトまでにつき利用時間1時間ごとに	6円(税込6.3円)
外部記憶装置に係るもの	外部記憶装置の複製を保存しないもの	利用処理能力等について1ギガバイトまでにつき利用時間1時間ごとに	0.135円(税込0.14175円)
	外部記憶装置の複製を保存するもの		0.335円(税込0.35175円)

(付加機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第5種データホスティング契約者に提供している特定サービス等接続機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 付加機能の種類等

区 分		単 位	料金額 (月額)
特定サービス等接続機能	特定サービス等(別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信サービス、IPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービス及びデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービス(IPデータサービス及びデータ通信網サービスについては、特定サービス接続機能の提供を受けているものに限り)をいいます。以下この欄において同じとします。)に関する電気通信設備と接続する機能及び特定サービス等との通信においてファイアウォール等(この欄に規定するファイアウォール、ウイルスチェック、メール判別及びホームページ閲覧規制をいいます。以下この欄において同じとします。)を提供する機能をいいます。	(2)(付加機能使用料)に規定する料金額を適用するものとします。	
備考	(1) 当社は、旧第5種データホスティング契約者に限り、特定サービス等接続機能を提供します。		
	(2) 当社は、1の旧第5種データホスティング契約(旧第5種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約をいいます。以下この附則において同じとします。)につき当社が別に定める数までの特定サービス等接続機能を提供します。		
	(3) 特定サービス等接続機能には、接続する特定サービス等に係る電気通信設備及び接続の態様により、次のタイプがあります。		
	区 分	内 容	
	タイプ1	別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信設備と接続するものであって、接続に係る電気通信設備を他の旧第5種データホスティング契約者と共用するもの	
	タイプ2	別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信設備と接続するものであって、タイプ1以外のもの	

タイプ 3	I P データサービス契約約款に規定する I P データサービス又はデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービスに係る電気通信設備と接続するもの
タイプ 4	別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信設備及び I P データサービス契約約款に規定する I P データサービス又はデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービスに係る電気通信設備と接続するもの

(5) 特定サービス等接続機能には、次のコースがあります。

ただし、コース 2 はタイプ 1 に限り、コース 6 については 1 0 0 Mb/s に係る品目を除き提供しません。

区 分	内 容
コース 1	ファイアウォール（旧第 5 種データホスティング契約者による設定に基づいて、特定サービス等と接続する通信を制限することをいいます。但し、コース 1、コース 3、コース 4、コース 5 及びコース 6 においては、別に定めるソフトウェアを使用して提供するものを除きます。以下同じとします。）を提供するもの
コース 2	ファイアウォール（別に定めるソフトウェアを使用して提供するものに限ります。）を提供するもの
コース 3	ファイアウォール及びウイルスチェック（利用者がメールアドレスを使用して送り、若しくは受ける電子メールにコンピュータウイルスが含まれている場合又は利用者が閲覧するホームページにコンピュータウイルスが含まれている場合に、当社が別に定めるところにより、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことをいいます。以下同じとします。）を提供するもの
コース 4	ファイアウォール、ウイルスチェック及びメール判別（受信する電子メールを別に定める基準により判別し、基準に該当する電子メールについて削除を行う又はその識別を可能とする表示を行うことをいいます。以下同じとします。）を提供するもの
コース 5	ファイアウォール、ウイルスチェック及びホームページ閲覧規制（利用者がホームページの閲覧をする場合に、当社が別に定めるところにより指定したホームページの閲覧をできなくすることをいいます。以下同じとします。）を提供するもの
コース 6	ファイアウォール、ウイルスチェック、メール判別及びホームページ閲覧規制を利用するもの

(6) 当社は、タイプ 3 及びタイプ 4 に係る特定サービス等接続機能の付加機能使用料について、I P データサービス契約約款及びデータ通信網サービス契約約款に規定する特定サービス接続機能の料金を併せて設定するものとしします。

(7) 特定サービス等接続機能の提供を受ける旧第 5 種データホスティング契約者は、(4) に規定するプランの変更及び(5) に規定するコースの変更の請求を行うことができます。この場合において、当社は、第 29 条（付加機能の提供）に準じて取り扱います。

(8) 当社は、(5) に定めるファイアウォール等の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

(9) (5) に定めるファイアウォール等に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。

(2) 付加機能使用料

ア タイプ 1 に係るもの

(ア) プラン 1 に係るもの

1 の機能ごとに

料 金 額 (月額)					
コース 1 に係るもの	コース 2 に係るもの	コース 3 に係るもの	コース 4 に係るもの	コース 5 に係るもの	コース 6 に係るもの
15,000 円 (税込 15,750 円)	10,000 円 (税込 10,500 円)	25,000 円 (税込 26,250 円)	28,000 円 (税込 29,400 円)	30,000 円 (税込 31,500 円)	35,000 円 (税込 36,750 円)

イ タイプ2に係るもの
 (ア) プラン1に係るもの

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)				
	コース1に係るもの	コース3に係るもの	コース4に係るもの	コース5に係るもの	コース6に係るもの
1 Mb/s	35,000円 (税込 36,750円)	140,000円 (税込 147,000円)	160,000円 (税込 168,000円)	170,000円 (税込 178,500円)	200,000円 (税込 210,000円)
3 Mb/s	40,000円 (税込 42,000円)	150,000円 (税込 157,500円)	170,000円 (税込 178,500円)	180,000円 (税込 189,000円)	210,000円 (税込 220,500円)
5 Mb/s	50,000円 (税込 52,500円)	165,000円 (税込 173,250円)	185,000円 (税込 194,250円)	190,000円 (税込 199,500円)	220,000円 (税込 231,000円)
10 Mb/s	100,000円 (税込 105,000円)	190,000円 (税込 199,500円)	210,000円 (税込 220,500円)	220,000円 (税込 231,000円)	250,000円 (税込 262,500円)
30 Mb/s	200,000円 (税込 210,000円)	300,000円 (税込 315,000円)	320,000円 (税込 336,000円)	360,000円 (税込 378,000円)	375,000円 (税込 393,750円)
50 Mb/s	300,000円 (税込 315,000円)	385,000円 (税込 404,250円)	405,000円 (税込 425,250円)	425,000円 (税込 446,250円)	440,000円 (税込 462,000円)
100 Mb/s	500,000円 (税込 525,000円)	610,000円 (税込 640,500円)	705,000円 (税込 740,250円)	725,000円 (税込 761,250円)	—

(イ) プラン2に係るもの

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)				
	コース1に係るもの	コース3に係るもの	コース4に係るもの	コース5に係るもの	コース6に係るもの
1 Mb/s	70,000円 (税込 73,500円)	280,000円 (税込 294,000円)	320,000円 (税込 336,000円)	340,000円 (税込 357,000円)	400,000円 (税込 420,000円)
3 Mb/s	80,000円 (税込 84,000円)	300,000円 (税込 315,000円)	340,000円 (税込 357,000円)	360,000円 (税込 378,000円)	420,000円 (税込 441,000円)
5 Mb/s	100,000円 (税込 105,000円)	330,000円 (税込 346,500円)	370,000円 (税込 388,500円)	380,000円 (税込 399,000円)	440,000円 (税込 462,000円)
10 Mb/s	200,000円 (税込 210,000円)	380,000円 (税込 399,000円)	420,000円 (税込 441,000円)	440,000円 (税込 462,000円)	500,000円 (税込 525,000円)
30 Mb/s	400,000円 (税込 420,000円)	600,000円 (税込 630,000円)	640,000円 (税込 672,000円)	720,000円 (税込 756,000円)	750,000円 (税込 787,500円)
50 Mb/s	600,000円 (税込 630,000円)	770,000円 (税込 808,500円)	810,000円 (税込 850,500円)	850,000円 (税込 892,500円)	880,000円 (税込 924,000円)
100 Mb/s	1,000,000円 (税込 1,050,000円)	1,220,000円 (税込 1,281,000円)	1,410,000円 (税込 1,480,500円)	1,450,000円 (税込 1,522,500円)	—

ウ タイプ3に係るもの
 (ア) プラン1に係るもの

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)				
	コース1に係るもの	コース3に係るもの	コース4に係るもの	コース5に係るもの	コース6に係るもの
1 Mb/s	45,000円 (税込 47,250円)	140,000円 (税込 147,000円)	160,000円 (税込 168,000円)	170,000円 (税込 178,500円)	200,000円 (税込 210,000円)
3 Mb/s	60,000円 (税込 63,000円)	155,000円 (税込 162,750円)	175,000円 (税込 183,750円)	180,000円 (税込 189,000円)	210,000円 (税込 220,500円)
5 Mb/s	65,000円 (税込 68,250円)	165,000円 (税込 173,250円)	185,000円 (税込 194,250円)	195,000円 (税込 204,750円)	225,000円 (税込 236,250円)

1 0 Mb/s	90,000 円 (税込 94,500 円)	195,000 円 (税込 204,750 円)	215,000 円 (税込 225,750 円)	225,000 円 (税込 236,250 円)	255,000 円 (税込 267,750 円)
3 0 Mb/s	150,000 円 (税込 157,500 円)	320,000 円 (税込 336,000 円)	340,000 円 (税込 357,000 円)	380,000 円 (税込 399,000 円)	395,000 円 (税込 414,750 円)
5 0 Mb/s	250,000 円 (税込 262,500 円)	410,000 円 (税込 430,500 円)	435,000 円 (税込 456,750 円)	450,000 円 (税込 472,500 円)	470,000 円 (税込 493,500 円)
1 0 0 Mb/s	350,000 円 (税込 367,500 円)	665,000 円 (税込 698,250 円)	755,000 円 (税込 792,750 円)	780,000 円 (税込 819,000 円)	—

(イ) プラン 2 に係るもの

1 の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)				
	コース 1 に係るもの	コース 3 に係るもの	コース 4 に係るもの	コース 5 に係るもの	コース 6 に係るもの
1 Mb/s	90,000 円 (税込 94,500 円)	280,000 円 (税込 294,000 円)	320,000 円 (税込 336,000 円)	340,000 円 (税込 357,000 円)	400,000 円 (税込 420,000 円)
3 Mb/s	120,000 円 (税込 126,000 円)	310,000 円 (税込 325,500 円)	350,000 円 (税込 367,500 円)	360,000 円 (税込 378,000 円)	420,000 円 (税込 441,000 円)
5 Mb/s	130,000 円 (税込 136,500 円)	330,000 円 (税込 346,500 円)	370,000 円 (税込 388,500 円)	390,000 円 (税込 409,500 円)	450,000 円 (税込 472,500 円)
1 0 Mb/s	180,000 円 (税込 189,000 円)	390,000 円 (税込 409,500 円)	430,000 円 (税込 451,500 円)	450,000 円 (税込 472,500 円)	510,000 円 (税込 535,500 円)
3 0 Mb/s	300,000 円 (税込 315,000 円)	640,000 円 (税込 672,000 円)	680,000 円 (税込 714,000 円)	760,000 円 (税込 798,000 円)	790,000 円 (税込 829,500 円)
5 0 Mb/s	500,000 円 (税込 525,000 円)	820,000 円 (税込 861,000 円)	870,000 円 (税込 913,500 円)	900,000 円 (税込 945,000 円)	940,000 円 (税込 987,000 円)
1 0 0 Mb/s	700,000 円 (税込 735,000 円)	1,330,000 円 (税込 1,396,500 円)	1,510,000 円 (税込 1,585,500 円)	1,560,000 円 (税込 1,638,000 円)	—

エ タイプ 4 に係るもの

(ア) プラン 1 に係るもの

1 の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)				
	コース 1 に係るもの	コース 3 に係るもの	コース 4 に係るもの	コース 5 に係るもの	コース 6 に係るもの
1 Mb/s	60,000 円 (税込 63,000 円)	145,000 円 (税込 152,250 円)	165,000 円 (税込 173,250 円)	175,000 円 (税込 183,750 円)	205,000 円 (税込 215,250 円)
3 Mb/s	80,000 円 (税込 84,000 円)	170,000 円 (税込 178,500 円)	190,000 円 (税込 199,500 円)	200,000 円 (税込 210,000 円)	230,000 円 (税込 241,500 円)
5 Mb/s	100,000 円 (税込 105,000 円)	195,000 円 (税込 204,750 円)	215,000 円 (税込 225,750 円)	220,000 円 (税込 231,000 円)	250,000 円 (税込 262,500 円)
1 0 Mb/s	120,000 円 (税込 126,000 円)	250,000 円 (税込 262,500 円)	270,000 円 (税込 283,500 円)	280,000 円 (税込 294,000 円)	310,000 円 (税込 325,500 円)
3 0 Mb/s	250,000 円 (税込 262,500 円)	485,000 円 (税込 509,250 円)	505,000 円 (税込 530,250 円)	545,000 円 (税込 572,250 円)	560,000 円 (税込 588,000 円)
5 0 Mb/s	450,000 円 (税込 472,500 円)	640,000 円 (税込 672,000 円)	665,000 円 (税込 698,250 円)	680,000 円 (税込 714,000 円)	695,000 円 (税込 729,750 円)
1 0 0 Mb/s	1,000,000 円 (税込 1,050,000 円)	1,125,000 円 (税込 1,181,250 円)	1,215,000 円 (税込 1,275,750 円)	1,240,000 円 (税込 1,302,000 円)	—

(イ) プラン2に係るもの

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)				
	コース1に係るもの	コース3に係るもの	コース4に係るもの	コース5に係るもの	コース6に係るもの
1 Mb/s	120,000円 (税込126,000円)	290,000円 (税込304,500円)	330,000円 (税込346,500円)	350,000円 (税込367,500円)	410,000円 (税込430,500円)
3 Mb/s	160,000円 (税込168,000円)	340,000円 (税込357,000円)	380,000円 (税込399,000円)	400,000円 (税込420,000円)	460,000円 (税込483,000円)
5 Mb/s	200,000円 (税込210,000円)	390,000円 (税込409,500円)	430,000円 (税込451,500円)	440,000円 (税込462,000円)	500,000円 (税込525,000円)
10 Mb/s	240,000円 (税込252,000円)	500,000円 (税込525,000円)	540,000円 (税込567,000円)	560,000円 (税込588,000円)	620,000円 (税込651,000円)
30 Mb/s	500,000円 (税込525,000円)	970,000円 (税込1,018,500円)	1,010,000円 (税込1,060,500円)	1,090,000円 (税込1,144,500円)	1,120,000円 (税込1,176,000円)
50 Mb/s	900,000円 (税込945,000円)	1,280,000円 (税込1,344,000円)	1,330,000円 (税込1,396,500円)	1,360,000円 (税込1,428,000円)	1,390,000円 (税込1,459,500円)
100 Mb/s	2,000,000円 (税込2,100,000円)	2,250,000円 (税込2,362,500円)	2,430,000円 (税込2,551,500円)	2,480,000円 (税込2,604,000円)	—

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第5種データホスティング契約者に提供している統計情報等提供機能、DNSサーバ利用機能及び仮想装置負荷分散機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

統計情報等提供機能	特定サービス等接続機能のファイアウォール等に係る通信の情報及びその統計情報を提供する機能をいいます。 (商品名：アクセスログ解析)	1の機能ごとに	25,000円 (税込26,250円)
備考	(1) 当社は、特定サービス等接続機能(タイプ1に係るものを除きます。)の提供を受ける旧第5種データホスティング契約者に限り統計情報等提供機能を提供します。 (2) 当社は、1の特定サービス等接続機能につき1の統計情報等提供機能を提供します。 (3) 旧第5種データホスティング契約者は、1の統計情報等提供機能について、ファイアウォール等の記憶装置(ファイアウォール等に係る通信の情報を記憶する装置をいいます。)を、利用容量150ギガバイトまで利用することができます。 (4) 統計情報等提供機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
DNSサーバ利用機能	当社が設置したDNSサーバ(ドメイン名をその対応するIPアドレスに変換する装置をいいます。)を利用することができる機能をいいます。 (商品名：DNS)	プライマリDNSサーバ及びセカンダリDNSサーバを利用するもの セカンダリDNSサーバを利用するもの	ドメイン名(サブドメインを含み唯一となるものとしします。)の5までごとに 6,000円 (税込6,300円) 3,000円 (税込3,150円)
備考	(1) 当社は、特定サービス等接続機能(タイプ3に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)の提供を受ける旧第5種データホスティング契約者に限りDNSサーバ利用機能を提供します。 (2) 当社は、1の特定サービス等接続機能につき1のDNSサーバ利用機能を提供します。 (3) DNSサーバの利用方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
分散機能	複数の仮想装置について、旧第5種データホスティング契約者が指定する設定に基づき、その処理等に係る負荷を分散する機能をいいます。 (商品名：ロードバランサ)	クラス1 区分1 アイ以外のもの イ予備の負荷分散装置を提供するもの	1の負荷分散装置ごとに 110,000円 (税込115,500円) 1組の負荷分散装置ごとに 220,000円 (税込231,000円)

		区分 2	ア イ以外 のもの	1の負荷分散 装置ごとに	130,000円 (税込136,500円)													
			イ 予備の 負荷分散装 置を提供す るもの	1組の負荷分 散装置ごとに	260,000円 (税込273,000円)													
	クラ ス2	区分 1	ア イ以外 のもの	1の負荷分散 装置ごとに	15,000円 (税込15,750円)													
			イ 予備の 負荷分散装 置を提供す るもの	1組の負荷分 散装置ごとに	25,000円 (税込26,250円)													
		区分 2	ア イ以外 のもの	1の負荷分散 装置ごとに	20,000円 (税込21,000円)													
			イ 予備の 負荷分散装 置を提供す るもの	1組の負荷分 散装置ごとに	35,000円 (税込36,750円)													
	備 考	<p>(1) 当社は、1の旧第5種データホスティング契約につき1の仮想装置負荷分散機能を提供します。</p> <p>(2) 負荷分散装置とは、収容データホスティングサービス取扱所内に設置された、仮想装置負荷分散機能を提供するための装置をいい、1組の負荷分散装置とは、1の負荷分散装置及び対応する予備の負荷分散装置をいいます。</p> <p>(3) 仮想装置負荷分散機能には、設備の態様により次のクラスがあります。 ただし、クラス2は特定サービス等接続機能（コース2に係るものを除きます。）の提供を受ける旧第5種データホスティング契約者に限り提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス1</td> <td>仮想装置負荷分散機能に専用の装置を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>クラス2</td> <td>クラス1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 仮想装置負荷分散機能には、次のとおり利用可能なプロトコルの種類により区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>区分2以外のも</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>特定のセキュリティプロトコルを利用し、暗号化された通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 区分2に係る仮想装置負荷分散機能の提供を受ける旧第5種データホスティング契約者は、サーバ証明書（あらかじめ旧第5種データホスティング契約者が所有するものに限り。）を使用することにより、暗号化された通信を行うことができます。</p> <p>(6) 仮想装置負荷分散機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>					区 分	内 容	クラス1	仮想装置負荷分散機能に専用の装置を使用するもの	クラス2	クラス1以外のもの	区 分	内 容	区分1	区分2以外のも	区分2	特定のセキュリティプロトコルを利用し、暗号化された通信を行うことができるもの
		区 分	内 容															
クラス1	仮想装置負荷分散機能に専用の装置を使用するもの																	
クラス2	クラス1以外のもの																	
区 分	内 容																	
区分1	区分2以外のも																	
区分2	特定のセキュリティプロトコルを利用し、暗号化された通信を行うことができるもの																	

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第5種データホスティング契約者に提供しているソフトウェア提供機能に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているウイルスチェック等機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供するウイルスチェック機能とみなします。

(消費税相当額に関する経過措置)

- 平成 18 年 4 月 1 日実施の附則から平成 26 年 2 月 1 日実施の附則に規定する税込価額については、平成 26 年 3 月 31 日までの消費税相当額により算出した額とし、この改正規定実施の日において、当該附則に規定する税抜価額に消費税相当額を加算した額に読み替えるものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 27 年 1 月 13 日から実施します。
(付加機能に関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりタイプ 3 に係る第 5 種データホスティング契約者に提供している次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供する次の表の右欄の付加機能とみなします。

特定サービス接続機能Ⅲ	プラン 1 に係る特定サービス接続機能Ⅲ
-------------	----------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務について

ては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 9 月 15 日から実施します。
(第 5 種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 5 種データホスティングサービスの次の表の左欄のタイプは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する第 5 種データホスティングサービスの右欄のタイプとみなします。

タイプ 3	タイプ 3-1
-------	---------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 24 日から実施します。
(第 5 種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3-1 及びタイプ 3-2 に係る第 5 種データホスティングサービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 料金額

ア 利用料については、次に定める額とします。

(ア) 基本料

- a タイプ 3-1 (仮想装置群を提供するものであって、タイプ 3-2 以外のもの)

1 の仮想装置群ごとに

区 分	料 金 額 (月額)	
	区分 1 (提供開始から 1 月間の利用を条件に料金を適用するもの。)	区分 2 (提供開始から 5 年間の利用を条件に料金を適用するもの。)
プラン 1 (1 の仮想装置につき、2 の中央処理装置、利用容量を 9 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 30 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を提供するものを、20 提供するもの)	176,000 円(税抜)	160,000 円(税抜)
プラン 2 (1 の仮想装置につき、2 の中央処理装置、利用容量を 6 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 30 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を提供するものを、30 提供するもの)	186,000 円(税抜)	165,000 円(税抜)
プラン 3 (1 の仮想装置につき、1 の中央処理装置、利用容量を 3.5 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 30 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を提供するものを、50 提供するもの)	190,000 円(税抜)	170,000 円(税抜)
プラン 4 (1 の仮想装置につき、1 の中央処理装置、利用容量を 2.5 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 30 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を提供するものを、70 提供するもの)	196,000 円(税抜)	175,000 円(税抜)

- b タイプ3-2（仮想装置群を提供するものであって、別に定める方法により第5種データホスティング契約者が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの。1の仮想装置群は、70の中央処理装置、利用容量を240ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を2.1テラバイトまでとする外部記憶装置であって、最大70の仮想装置を作成可能なものとします。）

1の仮想装置群ごとに

料 金 額 (月額)	
区分1（提供開始から1月間の利用を条件に料金を適用するもの。）	区分2（提供開始から5年間の利用を条件に料金を適用するもの。）
210,000円(税抜)	180,000円(税抜)

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
（付加機能に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりタイプ3-1又はタイプ3-2に係る第5種データホスティング契約者に提供している次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供する次の表の右欄の付加機能とみなします。

プラン1に係る特定サービス接続機能Ⅲ	特定サービス接続機能Ⅲ
--------------------	-------------

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年10月18日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成29年1月16日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成28年12月12日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年12月28日から実施します。
（旧第2種データホスティングサービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ1に係る第2種データホスティングサービス（以下この附則において「旧第2種データホスティングサービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 適用

旧第2種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第34条（月額料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとしします。

料 金 の 適 用	
料金の適用	旧第2種データホスティング契約者は、第24条（独自ドメインによる電子メールの利用）及び第25条（独自ドメインによるホームページ公開機能の利用）の規定にかかわらず、独自ドメイン名による電子メール及びホームページ公開機能を利用することはできません

(2) 料金額

ア 接続料については、次に定める額としします。

(ア) 基本料

単 位	料金額（月額）
1の機能ごとに	9,800円(税抜)

(旧第5種データホスティングサービスに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ4及びタイプ5に係る第5種データホスティングサービス（以下この附則において「旧第5種データホスティングサービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 適用

旧第5種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第34条（月額料金の支払義務）及び第34条の3（第5種データホスティングサービスに係る利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとしします。

料 金 の 適 用							
(1) 細目等に係る料金の適用	ア 旧第5種データホスティングサービスには、次の設備の態様による細目があります。 (ア) 設備の態様による細目1						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ4</td> <td>仮想装置の提供にあたり、旧第5種データホスティング契約者が仮想装置ごとに指定する内容に応じて中央処理装置、主記憶装置及び外部記憶装置を提供するものであって、別に定める方法により旧第5種データホスティング契約者が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ5</td> <td>仮想装置の提供にあたり、(ウ)に規定する各プランに対応する処理能力等を上限仮想装置処理能力等として提供するものであって、別に定める方法により旧第5種データホスティング契約者が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ4	仮想装置の提供にあたり、旧第5種データホスティング契約者が仮想装置ごとに指定する内容に応じて中央処理装置、主記憶装置及び外部記憶装置を提供するものであって、別に定める方法により旧第5種データホスティング契約者が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの	タイプ5	仮想装置の提供にあたり、(ウ)に規定する各プランに対応する処理能力等を上限仮想装置処理能力等として提供するものであって、別に定める方法により旧第5種データホスティング契約者が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの
	区 分	内 容					
	タイプ4	仮想装置の提供にあたり、旧第5種データホスティング契約者が仮想装置ごとに指定する内容に応じて中央処理装置、主記憶装置及び外部記憶装置を提供するものであって、別に定める方法により旧第5種データホスティング契約者が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの					
タイプ5	仮想装置の提供にあたり、(ウ)に規定する各プランに対応する処理能力等を上限仮想装置処理能力等として提供するものであって、別に定める方法により旧第5種データホスティング契約者が仮想装置の追加、変更及び廃止を可能なもの						
<p>備 考</p> <p>1 外部記憶装置には、外部記憶装置の複製に係る区分（外部記憶装置の複製を保存しないもの又は1若しくは7保存するものの別をいいます。以下同じとしします。）があります。 この場合に、タイプ4については、仮想装置ごとに外部記憶装置の複製に係る区分があります。</p> <p>2 1の仮想装置に設定することが可能な処理能力等は、別に定めるところによります。</p> <p>3 タイプ5に係る旧第5種データホスティング契約者は、上限仮想装置処理能力等の範囲で仮想装置を設定することができます。</p>							
(イ) 設備の態様による細目2							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般型</td> <td>予備利用型以外のもの</td> </tr> <tr> <td>予備利用型</td> <td>予備の特定装置（特定装置が全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に限り利用することができる特定装置をいいます。）を提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	一般型	予備利用型以外のもの	予備利用型	予備の特定装置（特定装置が全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に限り利用することができる特定装置をいいます。）を提供するもの
区 分	内 容						
一般型	予備利用型以外のもの						
予備利用型	予備の特定装置（特定装置が全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に限り利用することができる特定装置をいいます。）を提供するもの						

(ウ) 設備の態様による細目3	
区 分	内 容
プラン1	処理能力が4ギガヘルツである中央処理装置及び利用容量を8ギガバイトまでとする主記憶装置並びに旧第5種データホスティング契約者が指定する外部記憶装置の利用容量を、上限仮想装置処理能力等とするもの
プラン2	処理能力が8ギガヘルツである中央処理装置及び利用容量を16ギガバイトまでとする主記憶装置並びに旧第5種データホスティング契約者が指定する外部記憶装置の利用容量を、上限仮想装置処理能力等とするもの
プラン3	処理能力が10ギガヘルツである中央処理装置及び利用容量を20ギガバイトまでとする主記憶装置並びに旧第5種データホスティング契約者が指定する外部記憶装置の利用容量を、上限仮想装置処理能力等とするもの
プラン4	処理能力が15ギガヘルツである中央処理装置及び利用容量を30ギガバイトまでとする主記憶装置並びに旧第5種データホスティング契約者が指定する外部記憶装置の利用容量を、上限仮想装置処理能力等とするもの
プラン5	処理能力が25ギガヘルツである中央処理装置及び利用容量を50ギガバイトまでとする主記憶装置並びに旧第5種データホスティング契約者が指定する外部記憶装置の利用容量を、上限仮想装置処理能力等とするもの
プラン6	処理能力が35ギガヘルツである中央処理装置及び利用容量を70ギガバイトまでとする主記憶装置並びに旧第5種データホスティング契約者が指定する外部記憶装置の利用容量を、上限仮想装置処理能力等とするもの
プラン7	処理能力が50ギガヘルツである中央処理装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする主記憶装置並びに旧第5種データホスティング契約者が指定する外部記憶装置の利用容量を、上限仮想装置処理能力等とするもの
プラン8	処理能力が100ギガヘルツである中央処理装置及び利用容量を200ギガバイトまでとする主記憶装置並びに旧第5種データホスティング契約者が指定する外部記憶装置の利用容量を、上限仮想装置処理能力等とするもの
備 考	
<p>1 設備の態様による細目3の区分は、タイプ5のものにあります。</p> <p>2 旧第5種データホスティング契約者は、外部記憶装置の複製に係る区分ごとに、外部記憶装置の利用容量を100ギガバイトごとに指定していただきます。</p> <p>イ 旧第5種データホスティング契約者は、第28条の22(細目の変更)の規定にかかわらず、ア(イ)に規定する細目の変更の請求はできません。</p>	
(2) 仮想装置の利用時間等の測定	ア タイプ4の旧第5種データホスティングサービスに係る仮想装置については、1の仮想装置ごとに、中央処理装置、主記憶装置及び外部記憶装置のそれぞれについて、利用時間及び利用処理能力等(その利用時間における当該仮想装置の処理能力等をいいます。以下この欄において同じとします。)を測定します。

<p>イ アに規定する利用時間及び利用処理能力等は、次のとおりとします。</p>		
区 分	利用時間	利用処理能力等
中央処理装置及び主記憶装置に係るもの	<p>次の(ア)の i から iii のいずれかに該当する時刻から、(イ)の i から iii のいずれかに該当する時刻までの時間とします。</p> <p>(ア) 開始時間</p> <p>i 仮想装置を起動したとき（仮想装置に係る基本ソフトウェアを起動したときとします。）</p> <p>ii 中央処理装置の処理能力又は主記憶装置の利用容量を変更したとき</p> <p>iii 料金月の初日の午前0時</p> <p>(イ) 終了時間</p> <p>i 仮想装置を終了したとき（仮想装置に係る基本ソフトウェアを終了したときとします。）</p> <p>ii 中央処理装置の処理能力又は主記憶装置の利用容量を変更したとき</p> <p>iii 翌料金月の初日の午前0時</p>	当該利用時間における中央処理装置の処理能力又は主記憶装置の利用容量
外部記憶装置に係るもの	<p>次の(ア)の i から iii のいずれかに該当する時刻から、(イ)の i から iii のいずれかに該当する時刻までの時間とします。</p> <p>(ア) 開始時間</p> <p>i 仮想装置を追加したとき</p> <p>ii 外部記憶装置の利用容量を変更したとき</p> <p>iii 料金月の初日の午前0時</p> <p>(イ) 終了時間</p> <p>i 仮想装置を廃止したとき</p> <p>ii 外部記憶装置の利用容量を変更したとき</p> <p>iii 翌料金月の初日の午前0時</p>	当該利用時間における外部記憶装置の利用容量
<p>備考</p> <p>データホスティング契約者の責めによらない理由により、そのデータホスティングサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときは、その時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）は利用時間に含まれません。</p>		
(3) 利用料の適用	<p>ア タイプ4の旧第5種データホスティングサービスについては、(2)欄の規定により測定した利用時間及び利用処理能力等に対応する2（料金額）に規定する利用料を適用し、全ての仮想装置に係るものを料金月単位に合算するものとします。この場合において、中央処理装置、主記憶装置又は外部記憶装置に係る利用時間に1時間未満の部分があるときは、別に定めるところにより当該利用時間及び利用処理能力等に対応する利用料を算定します。</p>	
(4) サービス品質（稼働率）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、特定装置において、次の算式により算出した稼働率が 99.99%を下回った場合は、その料金月における旧第5種データホスティングサービスの利用料の額に 10 分の 1 を乗じて得た額を、旧第5種データホスティング契約者に返還します。</p> $\text{稼働率 (\%)} = \left(1 - \frac{\text{その旧第5種データホスティング契約に係る仮想装置について、当該料金月に利用できなかった総時間}}{\text{その旧第5種データホスティング契約について、当該料金月に同時に起動している仮想装置の最大数}} \times \frac{\text{当該料金月の利用可能総時間 (料金月の総日数を分数に換算したものをいいます。)}}{\text{}} \right) \times 100$	

(1) 付加機能の種類等

区 分			単 位	料金額 (月額)						
仮想装置負荷分散機能	複数の仮想装置について、旧第5種データホスティング契約者が指定する設定に基づき、その処理等に係る負荷を分散する機能をいいます。 (商品名：ロードバランサ)	区分1	アイ以外のもの	1の負荷分散装置ごとに	110,000円(税抜)					
		区分2	アイ以外のもの	1の負荷分散装置ごとに	130,000円(税抜)					
						イ 予備の負荷分散装置を提供するもの	1組の負荷分散装置ごとに	260,000円(税抜)		
備考	<p>(1) 当社は、1の旧第5種データホスティング契約につき1の仮想装置負荷分散機能を提供します。</p> <p>(2) 負荷分散装置とは、収容データホスティングサービス取扱所内に設置された、仮想装置負荷分散機能を提供するための装置をいい、1組の負荷分散装置とは、1の負荷分散装置及び対応する予備の負荷分散装置をいいます。</p> <p>(3) 仮想装置負荷分散機能には、次のとおり利用可能なプロトコルの種類により区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="258 987 1492 1133"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>区分2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>特定のセキュリティプロトコルを利用し、暗号化された通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 区分2に係る仮想装置負荷分散機能の提供を受ける旧第5種データホスティング契約者は、サーバ証明書（あらかじめ旧第5種データホスティング契約者が所有するものに限り、）を使用することにより、暗号化された通信を行うことができます。</p> <p>(5) 仮想装置負荷分散機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>				区 分	内 容	区分1	区分2以外のもの	区分2	特定のセキュリティプロトコルを利用し、暗号化された通信を行うことができるもの
区 分	内 容									
区分1	区分2以外のもの									
区分2	特定のセキュリティプロトコルを利用し、暗号化された通信を行うことができるもの									
ソフトウェア提供機能	仮想装置において、別に定めるソフトウェアを利用することができる機能をいいます。	別に定める基本ソフトウェアを利用することができるもの (商品名：Windows ライセンス)	クラス1	1の仮想装置ごとに	6,000円(税抜)					
			クラス2		15,000円(税抜)					
		別に定めるソフトウェアを利用することができるもの (商品名：SQL Server ライセンス)	クラス1	1の仮想装置ごとに	35,000円(税抜)					
			クラス2		130,000円(税抜)					

		別に定める基本ソフトウェアにおいて特定機能（当該ソフトウェアの機能であって、別に定める方法により仮想装置への接続を可能とするものをいいます。）を利用することができるもの (商品名：Remote Desktop Service ライセンス)	特定機能を利用して仮想装置に接続可能な1の利用者ごとに	500円（税抜）
備考	<p>(1) 当社は、旧第5種データホスティング契約者に限り、ソフトウェア提供機能を提供します。</p> <p>(2) (1)に規定するほか、ソフトウェア提供機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (2)に規定する別に定める事項は、vCloud Datacenter Service Microsoft ライセンスオプション エンドユーザーライセンス条項とします。</p>			
セグメント追加機能	仮想装置に係るセグメント（仮想装置の通信に係る一定の連続した領域をいいます。）を1つ追加する機能をいいます。		1の機能ごとに	2,000円(税抜)
備考	<p>(1) 当社は、旧第5種データホスティング契約者に限り、セグメント追加機能を提供します。</p> <p>(2) 当社は、1の旧第5種データホスティング契約につき当社が別に定める数までのセグメント追加機能を提供します</p>			
インターネット接続等機能	別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信サービスに関する電気通信設備と接続する機能及び当該サービスとの通信においてファイアウォール等（別に定めるソフトウェアを使用して提供するものに限りです。）を提供する機能をいいます。		(2)（付加機能使用料別表）に規定する料金額を適用するものとします。	
備考	<p>(1) 当社は、1の旧第5種データホスティング契約につき、1のインターネット接続等機能を提供します。</p> <p>(2) ファイアウォールとは、旧第5種データホスティング契約者による設定に基づいて、別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信サービスに関する電気通信設備と接続する通信を制限することをいいます。</p> <p>(3) インターネット接続等機能の提供を受ける旧第5種データホスティング契約者は、ファイアウォール等の二重化（予備のファイアウォール等（ファイアウォール等を利用できない状態が生じた場合に限り利用することができるファイアウォール等をいいます。）を提供することをいいます。）若しくは機能拡張（ファイアウォール等に係る特定装置の処理能力等を拡張することをいいます。）及びIPアドレスの追加（当社があらかじめ付与するものに追加してIPアドレスを付与することをいいます。）を請求することができます。</p> <p>この場合に、2（付加機能使用料別表）に規定する加算料を適用します。</p> <p>(4) 当社は、ファイアウォール等の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(5) ファイアウォール等に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。</p>			

(2) 付加機能使用料別表

- ア インターネット接続等機能に係るもの
(ア) 基本料

1の機能ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
一般型の第5種データホスティングサービスに係るもの	15,000円(税抜)
予備利用型の第5種データホスティングサービスに係るもの	27,000円(税抜)

(イ) 加算料

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
ファイアウォール等の二重化に係るもの	一般型の旧第5種データホスティングサービスに係るもの	1の機能ごとに	2,000円(税抜)
	予備利用型の旧第5種データホスティングサービスに係るもの		3,600円(税抜)
ファイアウォール等の機能拡張に係るもの	一般型の旧第5種データホスティングサービスに係るもの		2,000円(税抜)
	予備利用型の旧第5種データホスティングサービスに係るもの		3,600円(税抜)
IPアドレスの追加に係るもの			8のIPアドレスごとに

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第2種データホスティング契約者に提供している接続先限定機能及び特定サービス接続機能Ⅱに関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第5種データホスティング契約者に提供しているプラン2に係る特定サービス等接続機能Ⅱのうち、旧第5種データホスティングサービスに係る構内設備と接続するものに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

1の追加接続ごとに

料 金 額 (月額)
8,000円(税抜)

(第2種データホスティングサービスに関する経過措置)

7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第2種データホスティング契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

タイプ2に係る第2種データホスティングサービス	第2種データホスティングサービス
-------------------------	------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。

(第1種データホスティングサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第1種データホスティング契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

タイプ2に係る第1種データホスティングサービス	タイプ3に係る第1種データホスティングサービス
-------------------------	-------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 10 月 20 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 3 月 27 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 25 日から実施します。
(旧第 5 種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 平成 28 年 12 月 28 日実施の附則第 3 項に規定する旧第 5 種データホスティングサービスについては、同附則の規定にかかわらず、この改正後の規定の別記 7 (データホスティング契約者に係る情報の利用等) を適用するものとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 9 月 7 日から実施します。
(第 5 種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3-1 に係る第 5 種データホスティングサービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
 - (1) 料金額
 - ア 利用料については、次に定める額としします。
 - (ア) 基本料
 - a タイプ 3-1 (仮想装置群を提供するものであって、タイプ 3-2 以外のもの)

1 の仮想装置群ごとに

区 分	料 金 額 (月額)	
	区分 1 (提供開始から 1 月間の利用を条件に料金を適用するもの。)	区分 2 (提供開始から 5 年間の利用を条件に料金を適用するもの。)
プラン 1 (1 の仮想装置につき、2 の中央処理装置、利用容量を 12 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 40 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を提供するものを、30 提供するもの)	225,000 円(税抜)	165,000 円(税抜)
プラン 2 (1 の仮想装置につき、2 の中央処理装置、利用容量を 7 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 40 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を提供するものを、50 提供するもの)	240,000 円(税抜)	175,000 円(税抜)
プラン 3 (1 の仮想装置につき、1 の中央処理装置、利用容量を 4 ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を 40 ギガバイトまでとする 1 の外部記憶装置を提供するものを、70 提供するもの)	252,000 円(税抜)	210,000 円(税抜)

プラン4 (1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を3ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を40ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、100提供するもの)	280,000円(税抜)	250,000円(税抜)
---	--------------	--------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年10月22日から実施します。
(第1種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第1種データホスティング契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

Ⅲ型に係る第1種データホスティングサービス	Ⅲ-1型に係る第1種データホスティングサービス
-----------------------	-------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年1月7日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
(第1種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているⅡ型に係る第1種データホスティングサービス(以下この附則において「旧第1種データホスティングサービス」といいます。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 適用

旧第1種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第34条(月額料金の支払義務)の規定によるほか次のとおりとしします。

料 金 の 適 用							
細目に係る料金の適用	ア 旧第1種データホスティングサービスには、次の通信の態様による細目があります。 (ア) 通信の態様による細目2						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 (商品名：ホワイトクラウドビデオカンファレンス)</td> <td>特定装置との通信に接続利用回線のみ使用するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3 (商品名：ホワイトクラウドビデオカンファレンス)</td> <td>特定装置との通信に契約者回線及び接続利用回線を使用可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ1 (商品名：ホワイトクラウドビデオカンファレンス)	特定装置との通信に接続利用回線のみ使用するもの	タイプ3 (商品名：ホワイトクラウドビデオカンファレンス)	特定装置との通信に契約者回線及び接続利用回線を使用可能なもの
	区 分	内 容					
	タイプ1 (商品名：ホワイトクラウドビデオカンファレンス)	特定装置との通信に接続利用回線のみ使用するもの					
タイプ3 (商品名：ホワイトクラウドビデオカンファレンス)	特定装置との通信に契約者回線及び接続利用回線を使用可能なもの						
備考	タイプ3については、IPデータサービス契約約款及びデータ通信網サービス契約約款に規定する特定サービス接続機能の料金を(2)(料金額)に規定する利						

	用料に併せて設定するものとします。
会議の登録等	<p>ア 旧第1種データホスティングサービスに係る会議の利用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 旧第1種データホスティング契約者（旧第1種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約者をいいます。以下この附則において同じとします。）は、別に定めるところにより利用者識別符号Ⅱ（会議に係る通信を行うために使用する英字及び数字の組み合わせであって、旧第1種データホスティング契約者が指定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を使用して利用機器から特定装置に接続し、旧第1種データホスティングサービスに係る会議を行うことができます。</p> <p>(イ) 旧第1種データホスティング契約者は、臨時利用者識別符号（臨時に提供する利用者識別符号Ⅱをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>(ウ) 臨時利用者識別符号は、別に定める方法により旧第1種データホスティング契約者が追加できるものとします。</p>
接続通信時間の測定	<p>ア 当社は、臨時利用者識別符号を使用して行う通信について、接続通信時間を測定するものとします。</p> <p>イ アの規定に係る接続通信時間は、利用機器から送信された臨時利用者識別符号により当社が旧第1種データホスティングサービスの利用者を識別した時刻から起算し、当該サービスの利用者からの通信終了の信号を受けた時刻までの経過時間とし、別に定めるところにより当社の機器により測定します。</p>
利用料の適用	<p>ア 臨時利用者識別符号を使用して行う通信については、前欄の規定により測定した接続通信時間にもとづき、(2)（料金額）ア(イ)に規定する加算料を適用します。</p>
継続利用期間に係る料金の適用	<p>ア 旧第1種データホスティングサービスについては、継続利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する継続利用期間は、旧第1種データホスティングサービスの提供を開始した日が料金月の初日であるときはその日から、初日以外の日であるときは翌料金月の初日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 次の場合には、継続利用期間が更新されるものとします。</p> <p>(ア) 継続利用期間の満了前に旧第1種データホスティング契約者から申出がない場合</p> <p>(イ) 旧第1種データホスティングサービスの利用者識別符号Ⅱの数の変更の場合</p> <p>エ 旧第1種データホスティング契約者は、継続利用期間内に旧第1種データホスティングサービスについて、旧第1種データホスティングサービスの利用者識別符号Ⅱの数の変更があった場合に、変更前の料金額（(2)（料金額）ア(ア)に規定する基本料の額とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>オ エの場合に、1の料金月において2度以上の変更があった場合は、「変更前」とあるのは「当該料金月における最初の変更前」に、「変更後」とあるのは「当該料金月の最後の変更後」に、読み替えて適用します。</p> <p>カ 旧第1種データホスティング契約者は、継続利用期間内に旧第1種データホスティング契約（旧第1種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約をいいます。）の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>

(2) 料金額

ア 利用料については、次に定める額とします。

(ア) 基本料

区分	単位	料金額（月額）
旧第1種データホスティング契約者がI型に係る第1種データホスティングサービスの提供を受けていないとき	1の利用者識別符号Ⅱごとに	3,000円(税抜)
旧第1種データホスティング契約者がI型に係る第1種データホスティングサービスの提供を受けているとき		2,000円(税抜)

(イ) 加算料

単 位	料金額 (60.0 秒までごとに)
1 の臨時利用者識別符号ごとに	4 0 円 (税抜)

(付加機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により I 型に係る第 1 種データホスティング契約者に提供しているサービス間接続機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 付加機能の種類等

区 分		単 位	料金額 (月額)
サ ー ビ ス 間 接 続 機 能	I 型に係る第 1 種データホスティングサービスに係る特定装置と旧第 1 種データホスティングサービスに係るものを接続する機能をいいます。 (商品名：ビデオゲートウェイ)	1 の機能ごとに	3 0, 0 0 0 円 (税抜)
	備 考	(1) 当社は、I 型に係る第 1 種データホスティング契約者に限りサービス間接続機能を提供します。ただし、当該第 1 種データホスティング契約者が、旧第 1 種データホスティングサービスの提供を受けているときに限ります。 (2) 当社は、1 のサービス間接続機能につき 3 のルームを提供します。 (3) サービス間接続機能を利用して通信を行う場合は、1 のルームを 1 の利用機器とみなして取り扱います。	

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年 11 月 1 日から実施します。

(旧第 4 種データホスティングサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 4 種データホスティングサービス（以下この附則において「旧第 4 種データホスティングサービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 適用

旧第 4 種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第 34 条（月額料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとしします。

料 金 の 適 用							
細目に係る指定	ア 旧第 4 種データホスティングサービスには、次の通信の態様による細目があります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ 1</td> <td>特定接続回線群において、イーサネットフレームによる通信を行うものであって、タイプ 2 以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ 2</td> <td>特定接続回線群において、IP アドレスを使用した経路制御により通信を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ 1	特定接続回線群において、イーサネットフレームによる通信を行うものであって、タイプ 2 以外のもの	タイプ 2	特定接続回線群において、IP アドレスを使用した経路制御により通信を行うもの
	区 分	内 容					
タイプ 1	特定接続回線群において、イーサネットフレームによる通信を行うものであって、タイプ 2 以外のもの						
タイプ 2	特定接続回線群において、IP アドレスを使用した経路制御により通信を行うもの						
イ 回線群代表者はアに規定する細目を指定していただきます。この場合において、1 の特定接続回線群につき指定することのできる細目は、1 としします。							
接続料の適用除外	接続料は、旧第 4 種データホスティングサービスのうち、特定接続回線（オープンデータ通信網サービス契約約款の令和元年 11 月 1 日実施の附則の第 2 項に定める旧特定契約者回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスのタイプ 5 であって予備型に係るものに限りません。）を使用するものには適用しません。						

(2) 料金額

ア 接続料

(ア) 基本料

1 の特定接続回線ごとに

料 金 額 (月額)
3, 0 0 0 円 (税抜)

(旧第 4 種データホスティングサービスの付加機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により旧第4種データホスティング契約者（旧第4種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約者をいいます。以下この附則において同じとします。）に提供している特定サービス接続機能Ⅱ、特定サービス接続機能Ⅳ、特定プロトコル通信機能及び動的経路選択機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 付加機能の種類等

区 分		単 位	料金額（月額）
特定サービス接続機能Ⅱ	特定サービス（IPデータサービス契約約款に規定する第1種IPデータサービスとします。以下この欄において同じとします。）に関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。	1の特定接続回線群ごとに	—
	備考 (1) 当社は、回線群代表者である旧第4種データホスティング契約者から請求があったときに限り、1の特定サービス接続機能Ⅱを提供します。 (2) (1)の請求があった場合において、その特定接続回線群に所属する特定接続回線に係る全ての旧第4種データホスティング契約者は、この機能を利用することができます。 (3) 当社は、特定サービス接続機能Ⅱの付加機能使用料について、特定サービスに係る料金と併せて設定するものとし、その取扱い（第40条（責任の制限）に関する規定を含みます。）についてはIPデータサービス契約約款に定めるものとしします。		
特定サービス接続機能Ⅳ	特定サービス（データ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービスとします。以下この欄において同じとします。）に関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。	1の特定接続回線群ごとに	—
	備考 (1) 当社は、回線群代表者である旧第4種データホスティング契約者から請求があったときに限り、1の特定サービス接続機能Ⅳを提供します。 (2) (1)の請求があった場合において、その特定接続回線群に所属する特定接続回線に係る全ての旧第4種データホスティング契約者は、この機能を利用することができます。 (3) 当社は、特定サービス接続機能Ⅳの付加機能使用料について、特定サービスに係る料金と併せて設定するものとし、その取扱い（第40条（責任の制限）に関する規定を含みます。）についてはデータ通信網サービス契約約款に定めるものとしします。		
特定プロトコル通信機能	当社が別に定めるプロトコルによりIPアドレス等を自動的に割り当てる装置（以下「ネットワーク情報等割当装置」といいます。）に、旧第4種データホスティングサービスを介して接続し、通信を行うことができる機能をいいます。 （商品名：DHCPリレー）	1の機能ごとに	500円(税抜)
	備考 (1) 当社は、1の旧第4種データホスティング契約（旧第4種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約をいいます。以下、この附則において同じとします。）であってタイプ2に係るものにつき、1の特定プロトコル通信機能を提供します。 (2) 旧第4種データホスティング契約者は、特定プロトコル通信機能の利用にあたり、接続するネットワーク情報等割当装置のIPアドレスを指定していただきます。		
動的経路選択機能	IPパケットを伝送する場合において、当社が別に定める方法によりIPパケットの動的な経路選択を行うことができる機能をいいます。 （商品名：BGP4）	1の機能ごとに	1,000円(税抜)
	備考 (1) 旧第4種データホスティング契約者（タイプ2に係るものに限り、特定接続回線（オープンデータ通信網サービス契約約款の令和元年11月1日実施の附則の第2項に定める旧特定契約者回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスのタイプ5に係るものに限り）に係るものを除きます。）に限り提供します。 (2) 当社は、1の旧第4種データホスティング契約につき1の動的経路選択機能を提供します。		

（旧第4種データホスティング契約者からの申込みに関する経過措置）

4 この改正規定実施の日以降、旧第4種データホスティング契約者から、旧第4種データホスティングサービスの申込みがあった場合、この改正規定実施の日において設定されている特定接続回線群に所属するものに限り、当社は改正前の第28条の12（第4種データホスティング契約申込の承諾）の規定に準じてその申込みを承諾します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年12月27日から実施します。
(旧第1種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているI型に係る第1種データホスティングサービス(以下この附則において「旧第1種データホスティングサービス」といいます。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 適用

旧第1種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第34条(月額料金の支払義務)及び改正前の第34条の2(第1種データホスティングサービスに係る利用料の支払義務)の規定によるほか次のとおりとしします。

料 金 の 適 用							
細目に係る料金の適用	<p>ア 旧第1種データホスティングサービスには、次の通信の態様による細目があります。</p> <p>(ア) 通信の態様による細目2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 (商品名：ホワイトクラウドビデオカンファレンス)</td> <td>特定装置との通信に接続利用回線のみ使用するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3 (商品名：ホワイトクラウドビデオカンファレンス)</td> <td>特定装置との通信に契約者回線及び接続利用回線を使用可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ1 (商品名：ホワイトクラウドビデオカンファレンス)	特定装置との通信に接続利用回線のみ使用するもの	タイプ3 (商品名：ホワイトクラウドビデオカンファレンス)	特定装置との通信に契約者回線及び接続利用回線を使用可能なもの
区 分	内 容						
タイプ1 (商品名：ホワイトクラウドビデオカンファレンス)	特定装置との通信に接続利用回線のみ使用するもの						
タイプ3 (商品名：ホワイトクラウドビデオカンファレンス)	特定装置との通信に契約者回線及び接続利用回線を使用可能なもの						
接続利用回線の区分	<p>ア 接続利用回線には、次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>別に定める電気通信事業者のインターネット(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うものをいいます。)に係る電気通信回線設備</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>別に定める電気通信サービスに係る電気通信回線設備であって区分1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 旧第1種データホスティング契約者(旧第1種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約者をいいます。以下この附則において同じとしします。)は、接続利用回線を使用するものについて、利用機器ごとに区分を指定していただきます。</p>	区 分	内 容	区分1	別に定める電気通信事業者のインターネット(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うものをいいます。)に係る電気通信回線設備	区分2	別に定める電気通信サービスに係る電気通信回線設備であって区分1以外のもの
区 分	内 容						
区分1	別に定める電気通信事業者のインターネット(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うものをいいます。)に係る電気通信回線設備						
区分2	別に定める電気通信サービスに係る電気通信回線設備であって区分1以外のもの						
会議の登録等	<p>ア 旧第1種データホスティングサービスに係る会議の登録及び利用は、次のとおりとしします。</p> <p>(ア) 旧第1種データホスティング契約者は、旧第1種データホスティングサービスに係る会議を行うにあたり、別に定めるところにより利用者識別符号I(会議の設定等を行うために使用する英字及び数字の組み合わせであって、旧第1種データホスティング契約者が指定するものをいいます。以下同じとしします。)を使用して特定装置に接続し、次に掲げる事項を登録していただきます。この場合に、あらかじめ指定した同時利用機器数を超えて登録することはできません。</p> <p>(1) 会議の開始日時及び会議の予約時間(特定装置を使用する予定の時間をいいます。以下同じとしします。)</p> <p>(2) 会議に使用する利用機器</p> <p>(3) その他旧第1種データホスティングサービスに係る会議の内容を特定するための事項</p> <p>(イ) 当社は、(ア)の規定にかかわらず、旧第1種データホスティングサービスに係る会議の登録を受け付けることが技術上著しく困難なときは、その会議の登録を受け付けることがあります。</p> <p>(ウ) 旧第1種データホスティング契約者は、(ア)に定める登録内容に変更が生じた場合は、その内容を変更することができます。この場合、当社は、(イ)に該当する場合を除</p>						

	<p>いて、その登録の変更を受け付けるものとします。</p> <p>(エ) 旧第1種データホスティング契約者は、(ア)の規定により登録した会議について、その開始日時前に限り登録を取り消すことができます。この場合、当社は、(イ)に該当する場合を除いて、その登録の変更を受け付けるものとします。</p> <p>(オ) 当社は、会議を行うにあたり、旧第1種データホスティング契約者が登録した内容にもとづき、特定装置から利用機器への接続を行います。</p>
接続通信時間の測定	<p>ア 当社は、区分2に係る接続利用回線と特定装置との間の通信について、接続通信時間を測定するものとします。</p> <p>イ アの規定に係る接続通信時間は、会議の予約時間のうち実際に通信を行った時間とし、別に定めるところにより当社の機器により測定します。</p>
利用料の適用	<p>ア 当社は、(2) (料金額) に規定する利用料 (基本料に限ります。) を適用するにあたり、細目に係るもの、同時利用機器数に係るもの及び利用者識別符号 I の数に係るものについて、それぞれ定めるものとします。</p> <p>イ 区分2に係る接続利用回線と特定装置との間の通信については、前欄の規定により測定した接続通信時間にもとづき、(2) (料金額) ア(イ)に規定する加算料を適用します。</p>
継続利用期間に係る料金の適用	<p>ア 旧第1種データホスティングサービスについては、継続利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する継続利用期間は、旧第1種データホスティングサービスの提供を開始した日が料金月の初日であるときはその日から、初日以外の日であるときは翌料金月の初日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 次の場合には、継続利用期間が更新されるものとします。</p> <p>(ア) 継続利用期間の満了前に旧第1種データホスティング契約者から申出がない場合</p> <p>(イ) 旧第1種データホスティングサービスの同時利用機器数の変更の場合</p> <p>エ 旧第1種データホスティング契約者は、継続利用期間内に旧第1種データホスティングサービスについて、同時利用機器数の変更があった場合に、変更前の料金額 ((2) (料金額) に規定する「基本料」 (利用者識別符号 I の数に係るものを除きます。)) の額とします。以下この欄において同じとします。) から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>オ エの場合に、1の料金月において2度以上の変更があった場合は、「変更前」とあるのは「当該料金月における最初の変更前」に、「変更後」とあるのは「当該料金月の最後の変更後」に、読み替えて適用します。</p> <p>カ 旧第1種データホスティング契約者は、継続利用期間内に旧第1種データホスティング契約 (旧第1種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約をいいます。) の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>

(2) 料金額

ア 利用料については、次に定める額とします。

(ア) 基本料

区 分		単 位	料金額 (月額)	
細目に係るもの	タイプ1	1の機能ごとに	30,000円(税抜)	
	タイプ3		同時利用機器数が25までのもの	60,000円(税抜)
			同時利用機器数が25を超えるもの	60,000円(税抜)に同時利用機器数25を超える25までごとに25,000円(税抜)を加えた額
同時利用機器数に係るもの		同時利用機器数1ごとに	15,000円(税抜)	
利用者識別符号 I の数に係るもの		1の利用者識別符号 I ごとに	250円(税抜)	

(イ) 加算料

単 位	料金額 (60.0秒までごとに)
1の接続利用回線について1のBチャンネルごとに	20円(税抜)

備考

Bチャンネルとは、64キロビット/秒で信号を送送することが可能なチャンネルをいい、音声その他の音響を送受する通信等についても、1のBチャンネルとみなして取り扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年2月29日から実施します。
(旧第5種データホスティングサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ2に係る第5種データホスティングサービス（以下この附則において「旧第5種データホスティングサービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
- (1) 適用
旧第5種データホスティングサービスに係る料金の適用については、第34条（月額料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとしします。

料 金 の 適 用													
細目等に係る料金の適用	ア 旧第5種データホスティングサービスには、次の設備の態様による細目があります。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>1の仮想装置につき、2分の1の中央処理装置、利用容量を1ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を1ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>1の仮想装置につき、2の中央処理装置、利用容量を2ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>1の仮想装置につき、3の中央処理装置、利用容量を3ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン5</td> <td>1の仮想装置につき、4の中央処理装置、利用容量を4ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1	1の仮想装置につき、2分の1の中央処理装置、利用容量を1ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの	プラン2	1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を1ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの	プラン3	1の仮想装置につき、2の中央処理装置、利用容量を2ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの	プラン4	1の仮想装置につき、3の中央処理装置、利用容量を3ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの	プラン5	1の仮想装置につき、4の中央処理装置、利用容量を4ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの
	区 分	内 容											
	プラン1	1の仮想装置につき、2分の1の中央処理装置、利用容量を1ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの											
	プラン2	1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を1ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの											
	プラン3	1の仮想装置につき、2の中央処理装置、利用容量を2ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの											
	プラン4	1の仮想装置につき、3の中央処理装置、利用容量を3ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの											
プラン5	1の仮想装置につき、4の中央処理装置、利用容量を4ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を100ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するもの												
イ 旧第5種データホスティング契約者（旧第5種データホスティングサービスに係るデータホスティング契約者をいいます。以下この附則において同じとしします。）は、1の仮想装置を構成する外部記憶装置の数を、アに規定する外部記憶装置（以下「基本外部記憶装置」といいます。）に追加することができます。この場合の追加する外部記憶装置（以下「追加外部記憶装置」といいます。）の数は1とし、利用容量は、100ギガバイトまでとしします。													
ウ 旧第5種データホスティング契約者は、1の仮想装置において、仮想装置の処理能力等（イに規定する追加外部記憶装置を含みます。以下この附則において同じとしします。）について、次に規定するとおり、ア及びイに規定するものにそれぞれ追加して利用することができます。													

区 分	単 位	処理能力等の合計の上限	
主記憶装置の利用容量	プラン2に係るもの	1ギガバイト	2ギガバイトまで
	プラン3に係るもの	2ギガバイト	4ギガバイトまで
	プラン4に係るもの	3ギガバイト	6ギガバイトまで
	プラン5に係るもの	4ギガバイト	8ギガバイトまで
追加外部記憶装置の利用容量	1の追加外部記憶装置の100ギガバイトごとに	3テラバイトまで	
備考 主記憶装置の利用容量及び追加外部記憶装置の利用容量に限り、追加して利用することができます。ただし、プラン1に係る旧第5種データホスティングサービスについては、追加外部記憶装置の利用容量に限りです。			
処理能力自動追加機能に係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧第5種データホスティング契約者からの申出により、処理能力自動追加機能（旧第5種データホスティング契約者が指定した仮想装置においてあらかじめ設定した基準を超える中央処理装置の負荷が生じた場合に、中央処理装置の処理能力（以下この欄において「処理能力」といいます。）を自動的に追加する機能を提供します。以下この欄において「本機能」といいます。）を提供します。</p> <p>イ 本機能の利用にあたり、旧第5種データホスティング契約者は、次の事項をあらかじめ指定していただきます。</p> <p>(ア) 月間追加処理能力（本機能により1の料金月に追加可能な処理能力の上限をいいます。）</p> <p>(イ) 処理能力を自動的に追加する負荷の基準（以下この欄において「基準負荷」といいます。）</p> <p>(ウ) 本機能を利用する仮想装置</p> <p>ウ 旧第5種データホスティング契約者は、イの(ア)から(ウ)に規定する内容を変更することができます。</p> <p>エ 旧第5種データホスティング契約者が指定した仮想装置において基準負荷を超えた場合は、自動的に処理能力の追加を行います。この場合の追加する処理能力は、当該仮想装置に係る処理能力と同じとします。ただし、当該仮想装置の処理能力が2分の1であるときは、1とします。</p> <p>オ 1の料金月において追加した処理能力の合計が月間追加処理能力に到達したときは、処理能力の追加を終了します。</p> <p>カ 本機能を利用する旧第5種データホスティング契約者は、月間追加処理能力に対応する加算料を支払っていただきます。</p> <p>キ 本機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
利用料の適用	<p>ア 旧第5種データホスティングサービスに係る仮想装置については、仮想装置のそれぞれごとに、(2)（料金額）に規定する利用料（基本料に係るものに限りです。）を適用します。</p> <p>イ 旧第5種データホスティングサービスに係る仮想装置について前2欄の規定により外部記憶装置の数及び処理能力等を追加して利用する場合又は処理能力自動追加機能を利用する場合は、(2)（料金額）に規定する利用料（加算料に係るものに限りです。）を適用します。</p>		

(2) 料金額
ア 基本料

1の仮想装置ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
プラン1	5,000円(税抜)
プラン2	8,000円(税抜)
プラン3	15,000円(税抜)
プラン4	22,000円(税抜)
プラン5	29,000円(税抜)

イ 加算料

(ア) 主記憶装置に係るもの

単 位	料 金 額 (月額)
追加する利用容量の1ギガバイトにつき	1,000円(税抜)

(イ) 外部記憶装置に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
追加外部記憶装置に係るもの	1の追加外部記憶装置につき	4,500円(税抜)
追加外部記憶装置の利用容量の追加に係るもの	追加する利用容量の100ギガバイトごとに	4,500円(税抜)

(ウ) 処理能力自動追加機能に係るもの

単 位	料 金 額 (月額)
1日あたりの1の中央処理装置に係る処理能力ごとに	300円(税抜)
備考 午前0時から午後12時までを1日として算定します。	

(付加機能に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際に、改正前の規定により旧第5種データホスティング契約者に提供している仮想装置負荷分散機能、仮想装置情報複製機能、ソフトウェア提供機能、仮想装置監視機能、ソフトウェア管理機能、SSL管理機能、スナップショット機能及び特定サービス等接続機能Ⅱに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 付加機能の種類等

	区 分	単 位	料 金 額 (月額)
仮想装置負荷分散機能	複数の仮想装置について、旧第5種データホスティング契約者が指定する設定に基づき、その処理等に係る負荷を分散する機能をいいます。 (商品名：ロードバランサ)	負荷分散に利用する1のIPアドレスごとに	1,000円(税抜)
	備考 (1) 当社は、1の旧第5種データホスティング契約につき1の仮想装置負荷分散機能を提供します。 (2) 負荷分散装置とは、収容データホスティングサービス取扱所内に設置された、仮想装置負荷分散機能を提供するための装置をいい、1組の負荷分散装置とは、1の負荷分散装置及び対応する予備の負荷分散装置をいいます。 (3) 仮想装置負荷分散機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
仮想装置情報複製機能	仮想装置に係る情報の複製を保存することができる機能をいいます。 (商品名：バックアップ)	1の複製が保存可能な利用容量ごとに	2,000円(税抜)
	備考 当社は、1の旧第5種データホスティング契約につき1の仮想装置情報複製機能を提供します。		
ソフトウェア提供機能	仮想装置において、別に定めるソフトウェアを利用することができる機能をいいます。	1の仮想装置ごとに	5,000円(税抜)
	別に定める基本ソフトウェアを利用することができるもの (商品名：Windows ライセンス)		500円(税抜)
	別に定めるソフトウェアを利用することができるもの (商品名：OSS 設定済イメージ)		

仮想装置監視機能	別に定める方法により仮想装置の監視を行い、異常を検知した場合に旧第5種データホスティング契約者に通知する機能をいいます。 (商品名：ゲストOS監視)	Ping 監視 ポート監視 SNMP Trap 監視	1の仮想装置ごとに	150円(税抜) 150円(税抜) 150円(税抜)
	備考	(1) 当社は、旧第5種データホスティング契約に係る1の仮想装置につき1の仮想装置監視機能を提供します。 (2) 仮想装置監視機能に係る監視の方法には、Ping監視、ポート監視又はSNMP Trap監視があり、旧第5種データホスティング契約者は、利用する監視の方法を指定していただきます。 (3) 仮想装置監視機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
	ソフトウェア管理機能	仮想装置において使用するソフトウェア(別に定めるものに限ります。)の管理を行うプログラムを提供する機能をいいます。 (商品名：アプリ管理ツール)	1の機能ごとに	5,000円(税抜)
備考	(1) 当社は、ソフトウェア管理機能において利用可能な外部記憶装置を提供し、その利用容量は100ギガバイトまでとします。 (2) ソフトウェア管理機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
SSL管理機能	仮想装置で使用する特定のセキュリティプロトコルに係る証明書等の管理を行うプログラムを提供する機能をいいます。 (商品名：SSLアクセラレーション)	1の指定IPアドレスごとに	2,000円(税抜)	
	備考	(1) 当社は、仮想装置負荷分散機能の提供を受ける旧第5種データホスティング契約者に限りSSL管理機能を提供します。 (2) 当社は、1の旧第5種データホスティング契約につき1のSSL管理機能を提供します。 (3) 指定IPアドレスとは、仮想装置負荷分散機能に係る負荷分散に利用するIPアドレスであって、SSL管理機能を利用するものとして旧第5種データホスティング契約者が指定したものをいいます。 (4) SSL管理機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
スナップショット機能	仮想装置に係る一定の時点における情報を保存することができる機能をいいます。 (商品名：追加ストレージスナップショット)	追加外部記憶装置の利用容量の合計について、100ギガバイトごとに	1,350円(税抜)	
	備考	(1) 当社は、追加外部記憶装置の提供を受ける旧第5種データホスティング契約者に限りスナップショット機能を提供します。 (2) 当社は、1の追加外部記憶装置につき1のスナップショット機能を提供します。 (3) スナップショット機能により保存する情報は、追加外部記憶装置に係るものに限ります。 (4) スナップショット機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

特定サービス等接続機能Ⅱ	<p>特定サービス等（別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信サービス、IPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービス、イーサネット通信網サービス契約約款に規定するイーサネット通信網サービス又はデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービス（IPデータサービス及びデータ通信網サービスについては、特定サービス接続機能の提供を、イーサネット通信網サービスについては、特定サービス接続機能Ⅱの提供を受けているものに限ります。）をいいます。以下この欄において同じとします。）に関する電気通信設備又は構内設備（特定装置と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に設置された、旧第5種データホスティング契約者が指定する電気通信設備をいいます。以下この欄において同じとします。）と接続する機能をいいます。</p>	<p>(2)（付加機能使用料別表）に規定する料金額を適用するものとします。</p>												
備考	<p>(1) 特定サービス等接続機能Ⅱ（別に定めるインターネット接続事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。）に係る電気通信設備には、基本接続（特定装置との接続に係る部分をいいます。）と追加接続（特定サービス等に関する電気通信設備又は構内設備との接続に係る部分をいいます。）があり、旧第5種データホスティング契約者は、利用の態様により、使用する基本接続及び追加接続の数をあらかじめ指定して頂きます。 この場合の、指定内容その他細目事項については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(2) 追加接続には、接続する設備の態様により、次のプランがあります。</p> <table border="1" data-bbox="252 936 1481 1149"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>IPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービス、イーサネット通信網サービス契約約款に規定するイーサネット通信網サービス又はデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービスに係る電気通信設備と接続するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>構内設備と接続するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 基本接続及び追加接続には、設備の態様により次のクラスがあります。 ただし、クラス2は基本接続及び追加接続のプラン1（データ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービスに係る電気通信設備と接続するものに限ります。）に限り提供します。</p> <table border="1" data-bbox="252 1249 1481 1395"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス1</td> <td>クラス2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>クラス2</td> <td>接続に係る電気通信設備を他の旧第5種データホスティング契約者と共用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 当社は、プラン1に係る特定サービス等接続機能Ⅱの付加機能使用料について、IPデータサービス契約約款及びデータ通信網サービス契約約款に規定する特定サービス接続機能並びにイーサネット通信網サービス契約約款に規定する特定サービス接続機能Ⅱの料金を併せて設定するものとします。</p>		区 分	内 容	プラン1	IPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービス、イーサネット通信網サービス契約約款に規定するイーサネット通信網サービス又はデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービスに係る電気通信設備と接続するもの	プラン2	構内設備と接続するもの	区 分	内 容	クラス1	クラス2以外のもの	クラス2	接続に係る電気通信設備を他の旧第5種データホスティング契約者と共用するもの
区 分	内 容													
プラン1	IPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービス、イーサネット通信網サービス契約約款に規定するイーサネット通信網サービス又はデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービスに係る電気通信設備と接続するもの													
プラン2	構内設備と接続するもの													
区 分	内 容													
クラス1	クラス2以外のもの													
クラス2	接続に係る電気通信設備を他の旧第5種データホスティング契約者と共用するもの													

(2)付加機能使用料別表

ア 特定サービス等接続機能Ⅱに係るもの

(ア) (イ)以外のもの

a 基本接続

1の基本接続ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
クラス1	3 Mb/s	10,000円(税抜)
	5 Mb/s	12,500円(税抜)
	10 Mb/s	15,000円(税抜)
	30 Mb/s	25,000円(税抜)
	50 Mb/s	35,000円(税抜)
	100 Mb/s	60,000円(税抜)
	200 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 1 Gb/s まで	60,000円(税抜)に、100 Mb/s を超える 100 Mb/s ごとに、60,000円(税抜)を加算した額

クラス2	—
------	---

b 追加接続

① プラン1に係るもの

1の追加接続ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
クラス1	3 Mb/s	10,000円(税抜)
	5 Mb/s	12,500円(税抜)
	10 Mb/s	15,000円(税抜)
	30 Mb/s	25,000円(税抜)
	50 Mb/s	35,000円(税抜)
	100 Mb/s	60,000円(税抜)
	200 Mb/s から 100 Mb/s ごとに1 Gb/s まで	60,000円(税抜)に、100 Mb/s を超える100 Mb/s ごとに、60,000円(税抜)を加算した額
クラス2	—	

② プラン2に係るもの

②-1 基本料

1の追加接続ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
クラス1	3 Mb/s	16,000円(税抜)
	5 Mb/s	17,500円(税抜)
	10 Mb/s	20,000円(税抜)
	30 Mb/s	25,000円(税抜)
	50 Mb/s	30,000円(税抜)
	100 Mb/s	45,000円(税抜)
	200 Mb/s から 100 Mb/s ごとに1 Gb/s まで	45,000円(税抜)に、100 Mb/s を超える100 Mb/s ごとに、45,000円(税抜)を加算した額

(イ) 別に定めるインターネット接続事業者の電気通信サービスに係るもの

1の機能ごとに

料 金 額 (月額)
—

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年3月30日から実施します。

(第5種データホスティングサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ3-1に係る第5種データホスティングサービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 料金額

ア 利用料については、次に定める額とします。

(ア) 基本料

- a タイプ3-1 (仮想装置群を提供するものであって、タイプ3-2以外のもの)

1の仮想装置群ごとに

区 分	料 金 額 (月額)	
	区分1 (提供開始から1月間の利用を条件に料金を適用するもの。)	区分2 (提供開始から5年間の利用を条件に料金を適用するもの。)

プラン1	(1の仮想装置につき、2の中央処理装置、利用容量を16ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を40ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、30提供するもの)	225,000円(税抜)	165,000円(税抜)
プラン2	(1の仮想装置につき、2の中央処理装置、利用容量を8ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を40ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、50提供するもの)	240,000円(税抜)	175,000円(税抜)
プラン3	(1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を6ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を40ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、70提供するもの)	252,000円(税抜)	210,000円(税抜)
プラン4	(1の仮想装置につき、1の中央処理装置、利用容量を4ギガバイトまでとする主記憶装置及び利用容量を40ギガバイトまでとする1の外部記憶装置を提供するものを、100提供するもの)	280,000円(税抜)	250,000円(税抜)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。